



ゆうあい ガイドブック



鹿児島市

ご利用上の注意

- この「ゆうあいガイドブック」は、原則として令和4年7月現在の内容で編集しています。
- 紙面の都合上、本文は簡略な説明になっていますので、詳しくは担当課などにお問い合わせください。
- 法律の改正などによって内容が変わることがあります。

はじめに



現在、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、多様なニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、様々な制度の見直しが図られております。

このような中、本市におきましては、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことのできる地域共生社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の促進をはじめ、福祉サービスの充実や社会環境の整備など、各種施策を進めております。

この「ゆうあいガイドブック」は、本市の障害福祉に関する諸手続きや制度の内容に加え、関連する様々な制度等を広く掲載しております。

是非、ご活用いただき、皆様方が安心して健やかに日常生活を送ることができますよう心より願っております。

令和4年12月

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

目次

ページ

索引

障害等級別の制度早見表（身体障害者）	1
障害等級別の制度早見表（知的障害者・精神障害者）	3

I 手帳

1. 身体障害者手帳	5
2. 療育手帳	7
3. 精神障害者保健福祉手帳	8
4. 障害福祉サービスの対象となる疾病	10

II 障害がある人を支援する制度

1. 障害福祉サービス	
障害福祉サービスの種類	11
障害福祉サービスの利用のしかた	15
審査請求制度	16
障害福祉サービスの利用者負担	17
2. 年金・手当・資金の貸付	
障害基礎年金	19
障害年金生活者支援給付金	20
特別障害給付金	20
心身障害者扶養共済制度	21
【20歳以上の障害者への手当】	
市民福祉手当（重度障害者手当）	22
市民福祉手当（遺児等修学手当）	22
特別障害者手当	23
経過的福祉手当	23
児童扶養手当	23
【20歳未満の障害児を養育している人への手当】	
市民福祉手当（重度障害児手当）	24
障害児福祉手当	24
特別児童扶養手当	25
生活福祉資金	25
3. 医療の支援	
重度心身障害者等医療費の助成	26
自立支援医療	
更生医療	26
育成医療	27
精神通院医療	28
自立支援医療における所得区分と負担上限月額	30
療養介護給付	31

後期高齢者医療制度の適用	31
高額療養費の支給	32
高額介護合算療養費の支給	32
限度額適用認定証等の交付	33
高額療養費の支給 （後期高齢者医療制度の適用を受けている人）	33
高額介護合算療養費の支給 （後期高齢者医療制度の適用を受けている人）	34
限度額適用認定証等の交付 （後期高齢者医療制度の適用を受けている人）	34
特定疾病療養受療証の交付	35
高額療養資金の貸付	35
入院時の食事療養費	35
療養病床に入院する高齢者の食費・居住費	36
指定難病に係る医療費助成制度	36
特定疾患治療研究事業	37
小児慢性特定疾病医療費の助成	37
小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付	37
はり、きゅう施設利用券の交付	39
訪問歯科診療	39
4. 税金・公共料金の減免	
所得税・住民税の控除	40
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免等	41
相続税の控除	42
贈与税の非課税	42
補装具の消費税	43
個人事業税の非課税	43
マル優制度	43
N H K放送受信料の免除	44
N T T電話番号の無料案内	45
携帯電話基本使用料等の割引	46
郵便物等の割引	47
5. 交通・移動の支援	
旅客鉄道（J R）運賃の割引	48
バス・市電運賃の割引	48
船（フェリー）運賃の割引	49
タクシー運賃の割引	50
航空運賃の割引	50
有料道路等通行料金の割引	51
市電・バス等の無料パス券（友愛パス）	51
友愛タクシー券の交付	52
運転免許取得費用の助成	53

自動車改造費用の助成	53
駐車標章の交付	53
パーキングパーミット制度	54
ガソリン代等の助成	54
ゆうあい福祉バス	54
福祉タクシー	55
福祉有償運送	55
6. 在宅生活の支援	
居宅介護（ホームヘルプ）	56
移動支援事業（ガイドヘルプ）	56
短期入所（ショートステイ）	57
日中一時支援事業	57
ゆうあい訪問給食	58
訪問入浴サービス	58
理髪・美容サービス	59
紙おむつ代等の助成	59
寝具の乾燥	60
難聴児補聴器購入費の助成	60
日常生活用具の給付	61
補装具費の支給	65
福祉用具の貸出	66
福祉機器リサイクル	66
在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料の助成	67
精神保健デイ・ケア	67
福祉電話	67
ひとり暮らし障害者等安心通報システム	68
在宅重度心身障害児の家族支援	68
粗大ごみの家屋内収集	69
まごころ収集	69
7. 社会参加の支援	
手話通訳者・要約筆記者の派遣	70
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	70
声の広報・点字広報紙	71
地域活動支援センター	71
障害者IT講習会（身体障害者パソコン講座）	72
スポーツ・レクリエーション教室	72
身体障害者補助犬	72
鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター	73
電話お願い手帳	73
8. 災害・事故等に対する支援	
Net119緊急通報システム	74
110番アプリシステム	75

安心ネットワーク119	76
避難行動要支援者避難支援等制度	77
災害用伝言板（web171）	77
9. 住宅の支援	
グループホーム（共同生活援助）	78
福祉ホーム	78
障害者世帯向けの市営住宅	79
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅	79
鹿児島県居住支援協議会	79
障害者住宅改造費の助成	80
10. 就労・雇用の支援	
鹿児島公共職業安定所（ハローワークかごしま）	81
鹿児島障害者職業センター	81
かごしま障害者就業・生活支援センター	81
鹿児島障害者職業能力開発校	82
障害者の雇用促進に関する助成金制度	82
更生訓練費の支給	83
11. 療育・保育・教育の支援	
発達障害とは	84
児童通所支援	84
児童通所支援の利用のしかた	85
障害児等療育支援事業	86
ことばの発達指導事業	87
鹿児島県こども総合療育センター	87
鹿児島県発達障害者支援センター	88
障害児入所施設	88
就学	88
特別支援教育就学奨励費	89
通級指導教室保護者交通費の助成	89
通級指導教室	89
特別支援学級	90
特別支援学校	90
12. 相談	
障害者基幹相談支援センター	91
障害者虐待防止センター	91
障害者地域生活支援拠点	91
身体障害者相談員	92
知的障害者相談員	94
精神障害者相談員	94
ろうあ者福祉相談員	94
障害者相談支援等事業	95
保健福祉総合相談・案内窓口	95

障害者110番	95
更生相談所	96
民生委員・児童委員	96
保健所等での健康・難病等に関する相談	96
子どもの発育・発達に関する相談	97
精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）	98
県精神保健福祉センター	98
県難病相談・支援センター	98
地域活動支援センター	98
こころの電話	99
いのちの電話	99
県精神科救急医療電話相談窓口	99
成年後見制度	100
その他の相談	
市民相談	101
暮らしの相談（市役所各課）	103
市役所以外の各種相談	105
福祉サービスの苦情解決	106
13. その他の支援	
選挙の投票（郵便等による投票）	107
市立図書館のサービス	107
心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）	108
知的障害者福祉センター（ふれあい館）	108
精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）	109
鹿児島市福祉コミュニティセンター	109
県障害者自立交流センター（ハートピアかごしま）	110
県視聴覚障害者情報センター（ハートピアかごしま）	110
市の公共施設の利用料等の免除・減額	111
手話奉仕員等の養成	113
要約筆記者の養成	114
ボランティア活動に関するお問い合わせ	114
ヘルプマーク（ストラップ型）・ヘルプカードの配布	114
障害がある人に関するマーク	115
Ⅲ 資料	
身体障害者の障害程度等級表	116
市役所本庁・支所等の連絡先	120
障害者福祉関係団体一覧	121
関係機関連絡先一覧	123
施設の案内図	124
119番ファックス通報カード	125
災害発生に備えて日頃から心がけておきたいこと	裏表紙

索引

	ページ		ページ
あ		県障害者自立交流センター	110・124
安心ネットワーク119	76	県精神科救急医療電話相談窓口	99
い		県精神保健福祉センター	98
育成医療	27	限度額適用認定証等の交付	33
移動支援事業(ガイドヘルプ)	56	県難病相談・支援センター	98
いのちの電話	99	こ	
う		高額介護合算療養費の支給	32
運転免許取得費用の助成	53	高額療養資金の貸付	35
え		高額療養費の支給	32
NHK放送受信料の免除	44	高額療養費の支給(後期高齢者)	33
NTT電話番号の無料案内	45	後期高齢者医療制度の適用	31
か		航空運賃の割引	50
介護人証	48	更生医療	26
ガイドヘルプ(移動支援事業)	56	更生訓練費の支給	83
鹿児島県居住支援協議会	79	更生相談所	96・124
鹿児島県こども総合療育センター	87・124	行動援護	12
鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター	73	声の広報	71
鹿児島県発達障害者支援センター	88・124	こころの電話	99
鹿児島公共職業安定所	81	個人事業税の非課税	43
鹿児島市福祉コミュニティセンター	109	ことばの発達指導事業	87
かごしま障害者就業・生活支援センター	81	子どもの発育・発達に関する相談	97
鹿児島障害者職業センター	81	さ	
鹿児島障害者職業能力開発校	82	災害用伝言板(web171)	77
ガソリン代等の助成	54	在宅重度心身障害児の家族支援	68
紙おむつ代等の助成	59	在宅人工呼吸器・酸素濃縮器	
関係機関連絡先一覧	123	使用電気料の助成	67
き		し	
虐待防止センター	91	JR運賃の割引	48
共同生活援助(グループホーム)	13・78	施設入所支援	13
居宅介護(ホームヘルプ)	11・56	施設の案内図	124
く		指定難病に係る医療費助成制度	36
暮らしの相談(市役所各課)	103	市電運賃の割引	48
グループホーム(共同生活援助)	13・78	児童委員	96
車いすの貸出	66	自動車改造費用の助成	53
け		自動車税の減免等	41
経過的福祉手当	23	児童通所支援	84
軽自動車税の減免等	41	児童通所支援の利用のしかた	85
携帯電話基本使用料等の割引	46	児童発達支援	84
県視聴覚障害者情報センター	110・124	児童扶養手当	23
		市の公共施設の利用料等の免除・減額	111

	ページ		ページ
市民福祉手当(遺児等修学手当)	22	自立支援医療における所得区分と	
市民福祉手当(重度障害者手当)	22	負担上限月額	30
市民福祉手当(重度障害児手当)	24	自立生活援助	13
市役所以外の相談	105	市立図書館のサービス	107
市役所本庁・支所等の連絡先	120	寝具の乾燥	60
就学	88	審査請求制度	16
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅	79	心身障害者総合福祉センター	108・124
重度障害者等包括支援	12	心身障害者扶養共済制度	21
重度心身障害者等医療費の助成	26	身体障害者の障害程度等級表	116
重度訪問介護	11	身体障害者相談員	92
就労移行支援	14	身体障害者手帳	5
就労継続支援	14	身体障害者補助犬	72
就労定着支援	14	シンボルマーク	115
手話通訳者の派遣	70	す	
手話奉仕員等の養成	113	スポーツ教室	72
障害基礎年金	19	せ	
障害児入所施設	88	生活介護	13
障害児等療育支援事業	86	生活福祉資金	25
障害児福祉手当	24	精神障害者相談員	94
障害者IT講習会 (身体障害者パソコン講座)	72	精神障害者保健福祉手帳	8
障害者基幹相談支援センター	91	精神通院医療	28
障害者雇用促進に関する助成金制度	82	精神保健デイ・ケア	67
障害者住宅改造費の助成	80	精神保健福祉交流センター	98・109・124
障害者世帯向けの市営住宅	79	成年後見制度	100
障害者相談支援等事業	95	選挙の投票(郵便等による投票)	107
障害者地域生活支援拠点	91	そ	
障害者110番	95	相続税の控除	42
障害者福祉関係団体一覧	121	贈与税の非課税	42
障害等級別の制度早見表(身障)	1	粗大ごみの家屋内収集	69
障害等級別の制度早見表(精神)	3	その他の相談	101
障害等級別の制度早見表(知障)	3	た	
障害年金生活者支援給付金	20	タクシー運賃の割引	50
障害福祉サービスの種類	11	短期入所(ショートステイ)	12・57
障害福祉サービスの対象となる疾病	10	ち	
障害福祉サービスの利用者負担	17	地域活動支援センター	71・98
障害福祉サービスの利用のしかた	15	知的障害者相談員	94
小児慢性特定疾病医療費の助成	37	知的障害者福祉センター	108・124
小児慢性特定疾病日日常生活用具の給付	37	駐車標章の交付	53
ショートステイ(短期入所)	12・57	つ	
所得税・住民税の控除	40	通級指導教室	89
自立訓練	13	通級指導教室保護者交通費の助成	89
		て	
		点字広報紙	71

	ページ		ページ
と		訪問入浴サービス	58
同行援護	11	ホームヘルプ(居宅介護)	11・56
特定疾患治療研究事業	37	保健所での相談	96
特定疾病療養受療証の交付	35	保健福祉総合相談・案内窓口	95
特別支援学級	90	補装具費の支給	65
特別支援学校	90	補装具の消費税	43
特別支援教育就学奨励費	89	ボランティア活動に関する	
特別障害給付金	20	お問い合わせ	114
特別障害者手当	23	ま	
特別児童扶養手当	25	まごころ収集	69
な		マル優制度	43
難聴児補聴器購入費の助成	60	み	
に		民生委員	96
日常生活用具の給付	61	も	
日中一時支援事業	57	盲学校	90
入院時の食事療養費	35	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	70
は		ゆ	
パーキングパーミット制度	54	ゆうあい館	108・124
はーと・ぱーく	98・109・124	友愛タクシー券の交付	52
ハートピアかごしま	110・124	友愛パス	51
バス運賃の割引	48	ゆうあい福祉バス	54
発達障害	84	ゆうあい訪問給食	58
はり、きゅう施設利用券の交付	39	郵便物等の割引	47
ひ		有料道路等通行料金の割引	51
ひとり暮らし障害者等安心通報システム	68	よ	
避難行動要支援者避難支援等制度	77	要約筆記者の派遣	70
ふ		養護学校	90
福祉機器リサイクル	66	り	
福祉サービスの苦情解決	106	理髪・美容サービス	59
福祉タクシー	55	療育手帳	7
福祉電話	67	療養介護	12
福祉ホーム	78	療養介護給付	31
福祉有償運送	55	療養病床に入院する高齢者の	
福祉用具の貸出	66	食費・居住費	36
船(フェリー)運賃の割引	49	旅客鉄道(JR)運賃の割引	48
ふれあい館	108・124	れ	
へ		レクリエーション教室	72
ヘルプマーク(ストラップ型)・		ろ	
ヘルプカードの配布	114	ろうあ者福祉相談員	94
ほ		聾学校	90
保育所等訪問支援	84		
放課後等デイサービス	84		
訪問歯科診療	39		

障害等級別の制度早見表＜身体障害者＞

※制度の内容や対象者など、詳しくは掲載頁をご覧ください。

制度区分	年金・手当								医療の支援			税金・公共料金の減免				交通・移動の支援														
	19	21	23	23	22	24	24	25	26	26-28	31	40	41	44	45	48	48・49	50	50	51										
掲載頁	19	21	23	23	22	24	24	25	26	26-28	31	40	41	44	45	48	48・49	50	50	51										
制度名	障害基礎年金	共済障害者扶養制度	特別障害者手当	児童扶養手当	重度障害者手当	市民福祉手当	市民福祉手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	医療費助成	重度心身障害者等	更生医療・育成医療	の適	後期高齢者医療制度	所得税・住民税控除	自動車税・軽自動車	税減免等	免	NHK放送受信料の除	無料案内	N T T 電話番号の	J R 運賃割引	運賃割引	バス・市電・船の	航空運賃の割引	タクシー運賃の割引	有料道路等通行料金の割引			
所得制限	有	有	有	有			有	有																						
自己負担																														
障害区分																														
視覚	1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						○																					
	4													△	○							◆	◆	◆	○	○	○	○	○	
	5														○							○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6														○							○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚・平衡	2	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						○													○	○	○	○	○	○	○	○	
	4																					○	○	○	○	○	○	○	○	
	5																					○	○	○	○	○	○	○	○	
言語	3	○	○						○													○	○	○	○	○	○	○	○	
	4																					○	○	○	○	○	○	○	○	
上肢	1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						○													○	○	○	○	○	○	○	○	
	4																					○	○	○	○	○	○	○	○	
	5																					○	○	○	○	○	○	○	○	
	6																					○	○	○	○	○	○	○	○	
下肢	1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						○													◆	◆	◆	○	○	○	○	○	
	4								△					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5																					○	○	○	○	○	○	○	○	
	6																					○	○	○	○	○	○	○	○	
体幹	1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						○													○	○	○	○	○	○	○	○	
	5																					○	○	○	○	○	○	○	○	
内部	1	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○						△													○	○	○	○	○	○	○	○	
	4																					◆	◆	◆	○	○	○	○	○	

表の見方

- …本人に制度の適用あり
- △…障害により本人の一部に制度の適用あり
- ◎…本人及び介護人に制度の適用あり
- ◆…障害により本人及び介護人、あるいは本人のみに制度の適用あり

※ 制度名に★のあるものは介護保険のサービスが優先します。

制度区分	交通・移動の支援					在宅生活の支援														住宅	
	51	52	53	53	54	56	56	58	58	59	60	59	61	65	60	57	57	71	67		80
掲載頁	51	52	53	53	54	56	56	58	58	59	60	59	61	65	60	57	57	71	67	80	
制度名	市電・バス等無料パス券(友愛パス)	友愛タクシー券	運転免許取得	費用の助成	自動車改造	ガソリン代等助成	★居室ヘルプ	★移動支援	ゆうあい訪問給食	★訪問入浴サービス	理髪・美容サービス	寝具乾燥	紙おむつ	給★日常生活用具の付	★補装具費の支給	難聴補聴器	★短期入所(ショートステイ)	日中一時支援	地域活動支援	電気呼吸器等使用	★住宅改造費の助成
所得制限																					
自己負担																					
障害区分			有		有		有	有	有				有	有	有	有	有			有	有
視覚 聴覚・平衡 言語 上肢 下肢 体幹 内部	1	○	○	○	○				○	○	○			○	○						○
	2	○	○	○	○				○	○				○	○						○
	3	○		○	○									○	○						
	4	△		○	○									○	○						
	5			○	○									○	○						
	6			○	○									○	○						
	2	○		○	○				△	○				○	○						○
	3	○		○	○									○	○						
	4	△		○	○									○	○						
	5			○	○									○	○						
	6			○	○									○	○						
	3	○		○	○									○	○						
	4	△		○	○									○	○						
	1	○		○	○					○	○	○	○	○	○						○
	2	○		○	○					○	○	○	○	○	○						○
	3	○		○	○									○	○						
	4	△	△	○	○									○	○						
	5			○	○									○	○						
	6			○	○									○	○						
	1	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○						○
	2	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○						○
	3	○	○	○	○									○	○						
	5			○	○									○	○						
	1	○	○	○	○					○	○			○	○						△
2	○		○	○					○	○			○	○							○
3	○		○	○									○	○						△	
4	△		○	○									○	○							

障害等級別の制度早見表＜知的障害者・精神障害者＞

※制度の内容や対象者など、詳しくは掲載頁をご覧ください。

制度区分		年金・手当							医療の支援		税金・公共料金の減免			
掲載頁	19	21	23	23	22	24	24	25	26	31	40	41	44	45
所得制限	障害基礎年金	共済障害者扶養	特別障害者手当	児童扶養手当	重度市民福祉手当	重度市民福祉手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	医療費助成	重度心身障害者等の後期高齢者医療制度の適用	所得税・住民税控除	自動車税・軽自動車減免等	NHK放送受信料の免除	無料
自己負担	有		有	有			有	有					有	内
障害区分		有								有				
級														
知的障害者	A1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	A2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B1	○	○			○	○	○	△	△	○		○	○
	B2	△	○					△		△	○		○	○
精神障害者	1	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
	2	△	○	△		○	○	△	△	○	○		○	○
	3		○	△				△			○		○	○

I 手 帳

1. 身体障害者手帳

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

身体障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな制度があります。これらの制度を利用するためには、「身体障害者手帳」が必要です。

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目や耳、手足などに定められた程度以上の永続する障害がある人に、鹿児島市長から交付されます。

障 害 の 範 囲

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚障害または平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
- ・ 肢体不自由

障 害 の 程 度

障害の程度は、重いほうから順に、1級から7級まで分けられています。

どの程度の障害が何級に該当するのかは、P116～P119の「身体障害者の障害程度等級表」をご覧ください。

身体障害者手帳が交付されるのは、各障害程度の総合が1級から6級までの人となります。



申請の手続

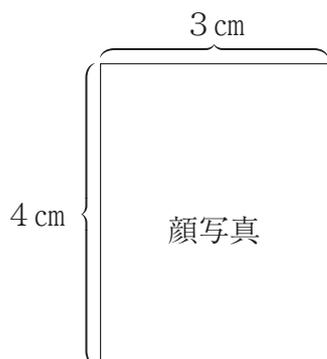
(1) 受付窓口

障害福祉課（本館1階14番窓口）と各支所の福祉課・保健福祉課（谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所）で手続きできます。

(2) 申請に必要なもの

○はじめて手帳を申請する人

- ①指定の診断書・・・指定を受けた医師の診断を受けてください。（詳しくは窓口にお問い合わせください）診断書の用紙は、障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡ししています。
- ②申請書・・・障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡ししています。
- ③顔写真・・・1年以内撮影のもの。たて4cm×よこ3cmを1枚
上半身、脱帽
- ④マイナンバー関係書類・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。



- (ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票
- (イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

○障害程度の変更、障害の追加による再交付を申請する人

- ①指定の診断書 ②申請書 ③顔写真 ④身体障害者手帳
- ⑤マイナンバー関係書類

○紛失したり、汚れたりして再交付を申請する人

- ①申請書 ②顔写真 ③身体障害者手帳（紛失の場合は不要）
- ④マイナンバー関係書類

※住所、氏名などが変わった場合や本人が死亡した場合は、身体障害者手帳を持参して届け出てください。

2. 療育手帳

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274
谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555
県中央児童相談所・県知的障害者更生相談所
TEL264-3003 FAX264-3044

知的障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな制度があります。これらの制度を利用するためには、「療育手帳」が必要です。

療育手帳は、申請に基づいて、知的障害がある人に鹿児島県知事から交付されます。

障害の程度

障害の程度は、重い方から順に、A₁、A₂、B₁、B₂に分けられています。

障害の程度は、17歳までの人は県中央児童相談所で、18歳以上の人は県知的障害者更生相談所で判定されます。

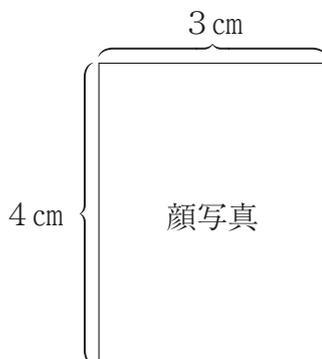
申請の手続

(1) 受付窓口

障害福祉課（本館1階14番窓口）と各支所の福祉課・保健福祉課（谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所）で手続きできます。

(2) 申請に必要なもの

- ①申請書・・・・・・・・・・障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡ししています。
- ②顔写真・・・・・・・・・・たて4cm×よこ3cmを1枚
上半身、脱帽
- ③マイナンバー関係書類・・・・・・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。



- (ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票
- (イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

※17歳までの人は県中央児童相談所で、18歳以上の人は県知的障害者更生相談所で判定を受けた後に市役所での申請手続をしてください。（判定は事前に予約が必要です）

※住所、氏名などが変わった場合、保護者が変わった場合や本人が死亡した場合は、療育手帳を持参して届け出てください。

3. 精神障害者保健福祉手帳

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

精神障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな制度があります。これらの制度を利用するためには、「精神障害者保健福祉手帳」が必要です。

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神障害がある人に鹿児島県知事から交付されます。

発達障害や高次脳機能障害と診断された人も申請できます。

障害の程度

障害の程度は、県精神保健福祉センターで判定され、重い方から順に1級から3級まで分けられています。

申請の手続

(1) 受付窓口

保健支援課と各保健福祉課（吉田支所、桜島支所、松元支所、郡山支所、喜入地区保健センター）で手続きできます。

(2) 申請に必要なもの

○精神障害を支給事由とする年金を受けている場合

- ①申請書・・・・・・・・・・保健支援課と各保健福祉課または病院にあります。
- ②年金証書の写し・・・・・・・・・・障害の種類や程度等が確認できる証書の写し
- ③同意書・・・・・・・・・・保健支援課と各保健福祉課または病院にあります。
- ④顔写真・・・・・・・・・・原則1年以内に撮影された上半身脱帽の写真
たて4cm×よこ3cmを1枚
- ⑤マイナンバー関係書類・・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。
 - (ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票
 - (イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- ⑥印鑑・・・・・・・・・・申請者の印鑑が必要です。（代理申請時）

○その他の場合

- ①申請書・・・・・・・・・・保健支援課と各保健福祉課または病院にあります。
- ②診断書・・・・・・・・・・医師の診断書が必要です。(精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後における診断書で、かつ申請日において作成日から3か月以内のもの)
診断書の用紙は、保健支援課と各保健福祉課または病院にあります。
- ③顔写真・・・・・・・・・・原則1年以内に撮影された上半身脱帽の写真
たて4cm×よこ3cmを1枚
- ④マイナンバー関係書類・・・・申請書にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。
 - (ア)マイナンバー(個人番号)のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票
 - (イ)申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- ⑤印鑑・・・・・・・・・・申請者の印鑑が必要です。(代理申請時)

※申請書・診断書・同意書の様式は鹿児島県のホームページからダウンロードできます。
(県ホームページ)<http://www.pref.kagoshima.jp/> 詳しくはお問い合わせください。

(3) 更新について

2年ごとに更新の手続きが必要です。
有効期限の3か月前から手続きできますので、期限を過ぎないようにご注意ください。

(4) 再交付の手続き

紛失したり、汚れたりした場合は再交付の申請ができます。
必要なもの…①申請書 ②顔写真 ③精神障害者保健福祉手帳(紛失の場合は不要)
④マイナンバー関係書類 ⑤印鑑(代理申請時)

(5) 住所、氏名等の変更があった場合

住所、氏名などが変わった場合は、精神障害者保健福祉手帳と印鑑(代理申請時)、マイナンバー関係書類を持参して届け出てください。
※本人が死亡した場合は返還してください。

4. 障害福祉サービスの対象となる疾病

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

障害福祉サービスの対象となる疾病については、鹿児島県のホームページでご覧いただけます。
(県ホームページ)<http://www.pref.kagoshima.jp/> 詳しくはお問い合わせください。



Ⅱ 障害がある人を支援する制度

1. 障害福祉サービス

障害福祉サービスの種類

在宅生活や外出などでの支援を受ける「訪問系サービス」、施設等で昼間の活動などの支援を受ける「日中活動系サービス」、入所施設等で住まいの場における支援を受ける「施設系・居住支援系サービス」、自立した日常生活・社会生活のための訓練、就労の支援を受ける「訓練系・就労系サービス」があります。

訪問系サービス

サービスの名称と内容	対象者	障害支援区分認定
居宅介護（ホームヘルプ） 居宅で入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる支援	障害支援区分が区分1以上の人 （障害児はこれに相当する心身の状態） ※通院等介助（身体介護を伴う場合）は区分2以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち、該当項目に認定されている人	要
重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の介護など総合的な支援とともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または介護医療院に入院または入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援	障害支援区分が区分4以上の人であって以下の項目に該当する場合 ①重度の肢体不自由者 下記のいずれにも該当する人 ・二肢以上に麻痺等があること ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されていること ②重度の知的障害者・精神障害者 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人 ※ただし、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院または助産所に入院または入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上の人	要
同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などの支援。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人	要または不要

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援 区分認定
行動援護 知的障害や精神障害により行動上著しい困難があり、常に援助が必要な人に、危険回避のための援護、移動中や、排せつ・食事介護等の支援	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人（障害児はこれに相当する心身の状態である人）	要
重度障害者等包括支援 常に介護が必要な人のうち、介護が必要な程度が非常に高いと認められる場合の、居宅介護等の障害福祉サービスの包括的な支援	障害支援区分が区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって以下の項目に該当する場合 ①重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち次のいずれかに該当する人 ・気管切開を伴う人工呼吸器で呼吸管理を行っている身体障害者（筋ジストロフィー、脊椎損傷、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等） ・最重度知的障害者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人	要

日中活動系サービス

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援 区分認定
短期入所（ショートステイ） 居宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間の施設入所による入浴や食事介護等の支援	障害支援区分が区分1以上の人（障害児は厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する児童）	要
療養介護 医療の必要な障害者で、常に介護が必要な場合、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の支援	①障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人 ②障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する人 ア 重症心身障害者または進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアスコアが16点以上の人 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人であって、医療的ケアスコアが8点以上の人 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の人 ③①及び②に準ずる人として市町村が認めた人	要

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援区分認定
生活介護 常に介護が必要な場合、主として昼間に施設で入浴や排泄、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能または生活能力向上のための支援	障害支援区分が区分3以上の人（施設入所者は区分4以上） ※ただし、50歳以上の場合は、区分2以上の人（施設入所者は区分3以上）	要

施設系・居住支援系サービス

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援区分認定
施設入所支援 施設に入所する場合の、主として夜間の入浴や排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援	障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な人または地域社会資源の状況等により通所することが困難な人	要
自立生活援助 単身で生活する障害者等に対し、定期的な巡回訪問や関係機関との連絡調整など自立した日常生活のための支援	障害者施設やグループホームを利用していた障害者または居宅において単身であるためもしくは家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	不要
共同生活援助（グループホーム） 共同生活を営む住居に入居する場合の、主として夜間の相談（入浴や排泄、食事の介護）その他必要な日常生活上の支援	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）	要 または 不要

訓練系・就労系サービス

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援区分認定
自立訓練 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体の機能や生活能力向上のための支援	（機能訓練）地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 （生活訓練）地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者	不要

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援 区分認定
<p>就労移行支援</p> <p>一般就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会、知識や能力の向上のための訓練などの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介その他支援が必要な人 ※ただし、65歳以上の人は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る ・ あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより就労を希望する人 	不要
<p>就労継続支援（A型・B型）</p> <p>通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練などの支援</p>	<p>（A型）企業等に一般就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人</p> <p>※ただし、65歳以上の人は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた人に限る</p> <p>（B型）就労移行支援等を利用しても企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人</p>	不要
<p>就労定着支援</p> <p>生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るための、関係機関との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言等の支援</p>	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者等</p>	不要

障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

身体障害・知的障害・難病等がある人は市役所に、精神障害がある人は保健所の担当窓口にご相談ください。また、民間の相談支援事業者でも相談できます。

1 相談・申請

市役所（保健所）または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は市役所（保健所）に申請します。

※「相談支援事業者」は、申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2 調査

障害者または障害児の保護者などと面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。（認定調査）

3 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市の認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

※障害児の場合は、簡単な聞き取り調査を実施しますが、障害支援区分の認定は行いません。（重度障害者等包括支援・重度訪問介護の場合は認定が必要となります）

4 決定（認定）・通知

相談支援事業者が、利用者の居宅などへ訪問し、面接調査を行い、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。障害支援区分やそのサービス等利用計画案を踏まえてサービスの支給量などが決まり、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※認定結果に不服があるときには、県に審査請求することができます。（P16）

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

6 サービスの利用開始

サービスの利用を開始します。

7 モニタリング

一定期間ごとにサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

審査請求制度

障害福祉サービス等において、鹿児島市が行った処分に不服がある場合には、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となるのは、鹿児島市が行う次の処分です。

- ①障害支援区分の認定に関する処分
- ②支給決定または地域相談支援給付決定に関する処分
- ③利用者負担に関する処分

(2) 審査請求ができる人

審査請求ができる人（審査請求人）は障害福祉サービス等を利用する障害者本人または障害児の保護者です。ただし、ご家族などが代理人として審査請求することもできます。（この場合、委任状が必要です）

(3) 審査請求ができる期間

審査請求ができる期間は、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内です。

(4) 審査請求先

審査請求は、鹿児島県知事に対してできますが、鹿児島市を経由することもできます。なお、この場合でも審査請求の宛名は鹿児島県知事になります。

審査庁（お問い合わせ先）
鹿児島県障害福祉課
鹿児島市鴨池新町10-1 TEL286-2953 FAX286-5558

(5) その他

審査請求に理由があると認められた場合には、鹿児島市の行った処分が取り消されますので、鹿児島市が改めて処分を行うこととなります。

障害福祉サービスの利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの負担は、所得に応じて次の負担上限月額の設定がされ、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、以下の額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には、1割相当額を負担することになります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	
低所得2	市町村民税非課税世帯（低所得1に該当する人を除く）	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円【障害児にあっては28万円】未満の人） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	(施設等入所者以外) 障害者 9,300円 障害児 4,600円 (20歳未満の施設等入所者) 9,300円
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当する人を除く）	37,200円

注 「障害児」は20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除くものとします。なお、入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際は、18歳以上（※20歳未満の施設入所者を除く）は本人と配偶者のみで所得を判断し、18歳未満および20歳未満の施設入所者は、今までどおり保護者の住民基本台帳での世帯で所得を判断します。

2 医療の提供を受けるサービスは、さらに個別減免があります

療養介護および医療型障害児施設でのサービスを受ける場合、食費、福祉部分、医療部分の負担額を合算した利用者負担等の上限額が設定され、これを超えた分は減免されます。

3 同じ世帯のなかで複数の人がサービスを利用しても、負担上限月額は同じです

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用する場合や、補装具費がかかった場合でも、負担上限月額の区分は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。（償還払い方式）

4 食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円程度が残るように特定障害者特別給付（補足給付）が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように特

定障害者特別給付（補足給付）が行われます。

通所施設等では、低所得および一般1の場合、人件費分が支給され、食材料費のみのおよそ3分の1の負担となります。（月22日利用の場合、約5,100円程度）

5 共同生活援助（グループホーム）利用の際、家賃の助成があります

グループホームの利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、月額1万円を限度に家賃が助成されます。

6 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、利用者負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで利用者負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担額も引き下げます。

7 市独自の利用者負担の軽減措置があります

障害福祉サービスについては、本市独自に次のような利用者負担の軽減を行います。
詳しくはお問い合わせください。

対 象 者：障害福祉サービスの支給決定を受けている人

対象サービス：介護給付（居宅介護、行動援護、生活介護、短期入所など）

訓練等給付（自立訓練、就労継続支援、グループホームなど）

軽 減 内 容：ひと月のサービス利用に係る利用者負担額を2分の1に軽減します。

8 その他

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた人で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。（償還払い方式）

2. 年金・手当・資金の貸付

障害基礎年金

お問い合わせ先

国民年金課 TEL216-1224 (直通) FAX216-1200

鹿児島北年金事務所 TEL225-5311 (代表) FAX225-8049

鹿児島南年金事務所 TEL251-3111 (代表) FAX259-2649

ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

(050から始まる電話の場合は TEL03-6700-1165)

※各支所国民年金担当窓口でも手続きできます。

障害基礎年金は、初診日現在で65歳未満の人が、病気やけがによって、障害認定日現在で国民年金法施行令に定められた1級または2級の障害状態になった場合に受給することができます。詳しくはお問い合わせください。

なお、初診日が第3号被保険者期間中または厚生年金保険加入中の人は年金事務所へ、初診日に共済組合の組合員である人は各共済組合へお問い合わせください。

(1) 支給要件

①国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やけがについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があること。

※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。

②初診日から1年6ヶ月を経過した日またはその傷病が治った日（障害認定日）において（初診日において20歳未満だった人が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日）、国民年金法施行令に定められた1級または2級の障害状態にあること。（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の障害の程度とは異なります）

障害認定日に「1級または2級の障害」に該当しなかった人が、その後に「1級または2級の障害」に該当し、65歳の誕生日の2日前までに請求すると、その翌月分から支給されます。（事後重症による請求）

③初診日が20歳以降の人は、次のアまたはイの納付要件を満たすことが必要です。

ア 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付期間と免除（猶予）期間を合わせた期間が3分の2以上あること

イ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

(2) 年金額（令和4年4月現在）

1級 972,250円 2級 777,800円

障害年金生活者支援給付金

お問い合わせ先

国民年金課 TEL216-1224（直通） FAX216-1200

鹿児島北年金事務所 TEL225-5311（代表） FAX225-8049

鹿児島南年金事務所 TEL251-3111（代表） FAX259-2649

※各支所国民年金担当窓口でも手続きできます。

障害基礎年金の受給者で、前年の所得が一定額以下の人は、障害年金生活者支援給付金を受給することができます。

(1) 支給要件（令和4年4月現在）

障害基礎年金の受給者であること

前年の所得額が、「472万1,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下であること

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

(2) 給付金額（月額）（令和4年4月現在）

1級 6,275円 2級 5,020円

特別障害給付金

お問い合わせ先

国民年金課 TEL216-1224（直通） FAX216-1200

※各支所国民年金担当窓口でも手続きできます。

特別障害給付金は、国民年金が任意加入であった時期に、未加入の期間内に初診日があることにより、障害基礎年金等を受給していない人が、障害基礎年金の1級または2級相当の障害状態に該当した場合に受給することができます。詳しくはお問い合わせください。

(1) 対象者

現在は強制加入となっているが、かつて任意加入対象となっていた次の①または②の人で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳の誕生日の2日前までに障害基礎年金の1級または2級相当の障害状態に該当し、請求する人

なお、障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金等を受給することができる人は対象になりません。

①平成3年3月以前の学生（定時制・夜間部・通信制等を除く）

②昭和61年3月以前の被用者等の配偶者

(2) 給付金額（月額）（令和4年4月現在）

1級 52,300円 2級 41,840円

心身障害者扶養共済制度

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

心身障害児（者）を扶養する人（加入者）が生存中に一定額の掛金を払うことによって、加入者が死亡または重度の障害者となった場合に、残された心身障害児（者）に生涯、年金が支給されます。

(1) 加入できる人

次の①～③の人を扶養している64歳までの健康な人

①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの人

②療育手帳をお持ちの人

③身体や精神に、①・②と同程度の永続的な障害がある人

(2) 掛金の金額

加入時の年齢によって掛金の金額が決まります。

（掛金の減額・免除の制度があります）

(3) 年金の金額

1口加入者 20,000円（月額）

2口加入者 40,000円（月額）

20歳以上の障害者への手当

市民福祉手当（重度障害者手当）

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

10月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳以上の人に支給されます。

ただし、措置入院している人、施設入所支援や療養介護を受けている人等の他、特別障害者手当、経過的福祉手当、市民福祉手当（重度障害児手当）を受給している人には支給されません。

(1) 金額

24,000円（年額）

(2) 対象者 ①～④のいずれかにあてはまる人（詳しくはお問い合わせください）

①身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人

②療育手帳A₁、A₂、B₁をお持ちの人

③精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人（措置入院の場合を除く）

④上記の①～③と同程度の障害がある人

(3) 受付月など

10月中の受付分は12月に口座振込（11月以降の受付分は3月、5月、8月に振込）

市民福祉手当（遺児等修学手当）

お問い合わせ先

こども福祉課	TEL216-1260	FAX216-1284
谷山福祉部福祉課	TEL269-8473	FAX267-6555

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住し、父または母がいなく、父または母が重度の障害者である家庭において、義務教育中の児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が施設入所の場合には支給されません。詳しくはお問い合わせください。

(1) 金額

24,000円（年額・児童1人あたり）

※前年の所得が限度額（児童手当と同額）以上の場合は半額となります。

(2) 対象者 ①～⑧のいずれかにあてはまる人

①父母が離婚している人 ②婚姻外の子で父母の一方または両方いない人

③父か母が死亡している人 ④父か母が法令によって1年以上拘禁されている人

⑤父母の一方または両方が引き続き1年以上行方不明若しくは養育を怠っている人

⑥父母の一方または両方が傷病により3年以上療養中で、常時監視または介護が必要である人

⑦父母の一方が重度障害である人（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂・B₁、精神障害者保健福祉手帳1・2級）

⑧父母の一方が配偶者からの暴力で裁判所から保護命令をうけた人

(3) 受付月など

4月中の受付分は7月に口座振込（年度内であれば4月以降も受付可能）

特別障害者手当

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274
谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の人に支給されます。
※所得制限があり、在宅（有料老人ホーム、グループホーム、短期入所、福祉ホーム含む）の
の人が対象です。

ただし、病院（老健施設含む）に3か月以上入院している人や特別養護老人ホーム等の施設
入所者には支給されません。

(1) 金額（令和4年4月現在）

27,300円（月額）

〔2月、5月、8月、11月の各10日に、3か月分まとめて口座振込〕

(2) 対象者 ①～④のいずれかにあてはまる人（障害手帳の有無は問いません。要介護4～5
程度で該当する場合があります。詳しくはお問い合わせください）

①おおむね、重度の障害が2つ以上ある人

②重度の肢体不自由（寝たきり等）で、日常生活動作が1人ではほとんどできない人

③絶対安静の症状が永く続いている人

④重度の精神障害や知的障害のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどな
い人

経過的福祉手当

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274
谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

昭和61年3月末現在で福祉手当を受給していた20歳以上の人で、昭和61年4月1日から「特
別障害者手当」および「障害基礎年金」のいずれにも該当しない人に支給されます。（所得制
限があります。現在支給されている人のほかに、新たに支給されることはありません）

児童扶養手当

お問い合わせ先

こども福祉課 TEL216-1260 FAX216-1284
谷山福祉部福祉課 TEL269-8473 FAX267-6555

父または母がいないか、父または母が重度の障害者である児童（18歳以下または一定の障害
状態にある20歳未満の人）を監護している父または母あるいは父母にかわって養育している人
に支給されます。

(1) 支給額

全部支給 43,070円

一部支給 43,060円～10,160円（10円きざみ）

（2人目 10,170円～5,090円加算 3人目以降 6,100円～3,050円加算）

(2) 支給制限

①年金を受給できるときは年金等の額により手当の全部または一部が支給されません

②児童が児童福祉施設等に入所しているときは支給されません

③所得が所得制限限度額を超えるときは支給されません

20歳未満の障害児を養育している人への手当

市民福祉手当（重度障害児手当）

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳未満の児童の保護者に支給されます。ただし、児童が措置入院されている場合や、施設入所支援や療養介護を受けている場合等の他、障害児福祉手当を受給している人には支給されません。

(1) 金額

24,000円（年額）

(2) 対象者 ①～④のいずれかにあてはまる人（詳しくはお問い合わせください）

①身体障害者手帳1級・2級をお持ちの児童の保護者

②療育手帳A₁、A₂、B₁をお持ちの児童の保護者

③精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの児童の保護者（措置入院の場合を除く）

④上記の①～③と同程度の障害児の保護者

(3) 受付月など

4月中の受付分は5月に口座振込（5月以降の受付分は8月、12月、3月に振込）

障害児福祉手当

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給されます。

※対象児童とその扶養義務者について所得制限があり、在宅（短期入所等含む）の人が対象です。

ただし、児童が児童養護施設等に入所している場合には支給されません。

(1) 金額

14,850円（月額）（令和4年4月現在）

〔2月、5月、8月、11月の各10日に、3か月分をまとめて口座振込〕

(2) 対象者 ①～③のいずれかにあてはまる人（詳しくはお問い合わせください）

①身体障害者手帳1級・2級（一部該当しない障害があります）をお持ちの児童

②療育手帳A₁をお持ちの児童

③上記の①・②と同程度の障害がある児童

特別児童扶養手当

お問い合わせ先

こども福祉課	TEL216-1260	FAX216-1284
谷山福祉部福祉課	TEL269-8473	FAX267-6555

中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。(所得制限があります。児童が施設に入所している場合には支給されません)

(1) 金額 (令和4年4月現在)

1級 52,400円 (月額)、2級 34,900円 (月額)

(2) 対象者 ①～③のいずれかにあてはまる人 (詳しくはお問い合わせください)

①身体障害者手帳1級～4級 (該当しない障害があります) をお持ちの児童を養育している人

②療育手帳A₁、A₂、B₁をお持ちの児童を養育している人

③上記の①・②と同程度の障害がある児童を養育している人

資金の貸付

生活福祉資金

お問い合わせ先

市社会福祉協議会 (福祉資金課)	TEL223-0704	FAX223-0704
市社会福祉協議会 (谷山出張所)	TEL267-6130	FAX267-6130
市社会福祉協議会 (吉田支部)	TEL294-2754	FAX294-4701
市社会福祉協議会 (桜島支部)	TEL293-2969	FAX293-2969
市社会福祉協議会 (喜入支部)	TEL345-0221	FAX345-0201
市社会福祉協議会 (松元支部)	TEL246-7211	FAX246-7215
市社会福祉協議会 (郡山支部)	TEL298-2278	FAX298-2278

障害者世帯や低所得世帯等の自立更生、社会参加の促進を図るための資金貸付を行っています。この貸付制度は県社会福祉協議会が審査をして貸付けを行い、市社会福祉協議会では、相談や申込受付を行っています。

(1) 資金の種類

①総合支援資金

②福祉資金

③教育支援資金

④不動産担保型生活資金

(2) 貸付額・貸付期間

資金の種類ごとに、それぞれ異なります。

詳しくはお問い合わせください。

3. 医療の支援

重度心身障害者等医療費の助成

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

重度の障害がある人が各種健康保険法による医療を受けた場合、その自己負担額が助成されます。(介護保険法による医療を受けた場合は、その自己負担額は助成されません) 事前に登録が必要です。資格証をお渡ししています。

(1) 対象者 ①～③のいずれかにあてはまる1歳以上の人

- ①身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの人
- ②知能指数35以下(通常、療育手帳のA₁、A₂、A)の知的障害がある人
- ③身体障害者手帳3級所持者で、かつ知能指数36以上50以下(療育手帳のB₁)の人

(2) 申請の受付

申請書(病院等・障害福祉課・各支所の福祉課・保健福祉課にあります)に必要な事項を記入して、病院等の窓口へ提出してください。

市外の病院等にかかる分は、障害福祉課または各支所の福祉課・保健福祉課へ提出してください。

(3) お支払いの方法

登録された金融機関に振り込みます。

※重度心身障害者等医療費助成の制度では、各種健康保険法または後期高齢者医療制度により支払われる「附加給付」や「高額療養費」として還付される金額を除いて支払われますので、別に「高額療養費」の手続き(参照P32～35)が必要です。

自立支援医療

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人が、医療を受けることにより障害を軽減または機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の自己負担が原則として1割になる制度です。(所得状況等により負担上限月額の設定があります。また、一定の所得を超える世帯の人は対象とならない場合があります)

なお、指定自立支援医療機関での受診に限られること、医療の適用範囲として身体障害者手帳に記載されている障害(部位)に対する医療であること、保険診療であること等の条件があります。

対象となる医療として、心臓手術、人工関節置換術、人工透析、腎移植術、抗HIV療法、角膜移植術、口蓋形成術、肝臓移植術、移植後の抗免疫療法等があります。(更生医療の要否について県更生相談所で判定します)

(1) 申請の受付

障害福祉課および各支所の福祉課・保健福祉課の窓口で手続きできます。

事前に申請する必要があります。

(2) 申請に必要なもの

- ①申請書（障害福祉課・各支所の福祉課にあります）
- ②更生医療要否意見書（指定医療機関の担当医師が作成したもの）
- ③身体障害者手帳 ④同意書 ⑤健康保険証または後期高齢者医療被保険者証等
- ⑥市町村民税額証明 ⑦特定疾病療養受療証（該当する人のみ）
- ⑧マイナンバー関係書類・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。

（ア）マイナンバー（個人番号）のわかるもの

通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票

（イ）申請者の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

- ※1 ④～⑥については受診者本人のものと、受診者と同じ健康保険に加入している人全員分が必要です。
- ※2 ⑥については鹿児島市で市民税の課税状況が確認できる場合は必要ありません。
- ※3 市町村民税非課税世帯の人は、前年の収入がわかる書類等が必要になる場合があります。

(3) 認定と利用手続

認定された人には「自立支援医療受給者証（更生医療）」（※）を交付しますので、指定自立支援医療機関に提示して受診します。

（※）負担上限月額が設定された方には自己負担上限額管理票も交付します。

育成医療

お問い合わせ先

母子保健課 TEL216-1485 FAX216-1284

18歳未満の身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実な治療効果が期待できると認められ、指定自立支援医療機関で治療する場合、医療費の自己負担が原則として1割になる制度です。（所得状況等により負担上限月額の設定があります）

治療が開始される前に母子保健課に申請する必要があります。

(1) 申請に必要なもの

- ①申請書（母子保健課にあります）
- ②意見書（指定自立支援医療機関の担当医師が作成したもの）
- ③健康保険証
 - ア 受診者が国民健康保険（建設国保・医師国保等を含む）に加入している場合
受診者本人のものと受診者と同一の医療保険に加入している全員分
 - イ 受診者が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合
受診者本人のもの
- ④市町村民税額証明（同年1月2日以降の転入の人のみ）
 - ※②の意見書に記載されている治療見込期間の治療開始日が1月～6月の場合は前年の1月1日、7月～12月の場合は同年の1月1日に保護者の住民登録が鹿児島市にある際は不要
- ⑤生活保護世帯の人は市役所発行の保護証明書および生活保護受給者証の写し

⑥マイナンバー関係書類・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。

(ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票

(イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

精神通院医療

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

精神疾患を有する人が指定自立支援医療機関で通院治療する場合、原則として医療費の1割が自己負担となります。（所得状況等により負担上限月額の設定があります）

支給認定の有効期間は1年以内となります。再認定は、有効期限の3か月前から申請できます。診断書の提出は2年に1回です。

(1) 申請の受付

保健支援課または各支所の福祉課・保健福祉課の窓口で手続きできます。

(2) 申請に必要なもの

①申請書・同意書（保健支援課にあります）

②診断書（指定自立支援医療機関の医師が作成し、かつ申請日において作成日から3か月以内のもの）

③健康保険証（写しでも可）

ア 受診者が国民健康保険（建設国保・医師国保等を含む）に加入している場合
受診者本人のものと受診者と同一の医療保険に加入している全員分

イ 受診者が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合
受診者本人のもの

④上記③で被保険者の人の直近年度の市町村民税額証明書

※同意書を提出する人は提出が不要です。

ただし、鹿児島市での課税がない場合（1月1日現在で鹿児島市に住民基本台帳上の住所のない人）は、発行できる市町村での市町村民税額証明の提出が必要です。

⑤「重度かつ継続」（高額治療継続者）に関する意見書

統合失調症などの人で「重度かつ継続」（高額治療継続者）の適用により自己負担上限額の設定を希望する場合、診断書に加えて医師が意見書を作成します。

⑥印鑑（代理申請時）

⑦マイナンバー関係書類・・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。

(ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票

(イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

- ⑧ (市町村民税均等割非課税世帯の人 (均等割・所得割も非課税の人です))
受診者本人の障害年金等の証書と振込先の通帳または年金振込 (支払) 通知書 (写しでも可)
- ⑨ (生活保護世帯の人)
生活保護受給証明書または生活保護受給証の写し (写しでも可)

自立支援医療における所得区分と負担上限月額

- ・自己負担は原則として医療費の1割負担です。(一部に該当する人)
- ・生活保護世帯以外の人には入院時の食事療養費および生活療養費が別途自己負担となります。

所得区分		負担上限月額	
			高額治療継続者(※)
課税世帯 市町村民税		一定所得以上 市町村民税所得割 23万5千円以上の世帯	自立支援医療 対象外 20,000円
課税世帯 市町村民税	中間所得層	中間所得層2 市町村民税所得割 3万3千円以上23万5千円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額 (育成医療は10,000円) 10,000円
		中間所得層1 市町村民税所得割 3万3千円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額 (育成医療は5,000円) 5,000円
非課税世帯 市町村民税		非課税2 世帯全員が市町村民税非課税で、 障害者本人か障害児の保護者の収入が 年80万円を超える世帯	5,000円
		非課税1 世帯全員が市町村民税非課税で、 障害者本人か障害児の保護者の収入が 年80万円以下の世帯	2,500円
		生活保護世帯	0円(負担なし)

※高額治療継続者の範囲

- ①更生医療、育成医療・・・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の障害の人
- ②精神通院医療・・・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害、アルコールや薬物関連障害（依存症など）の人
または、精神医療に3年以上の経験を有する医師が判断した人
- ③疾病等にかかわらず高額な費用負担が継続する人（医療保険で高額療養費が多数該当の人）

※世帯の範囲は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

療養介護給付

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1304 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

医療を要する障害者であって常時介護を要する場合、主として昼間において病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の支援を受けることができます。

(1) 対象者

- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6以上
- ②筋ジストロフィー症患者または重症心身障害者の人で、障害支援区分5以上

後期高齢者医療制度の適用

お問い合わせ先

長寿支援課 TEL216-1268 FAX224-1539

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の人に適用されますが、65歳から74歳までの人のうち、一定の障害がある人は申請することにより後期高齢者医療の被保険者になることができます。

また、65歳から74歳までの人で後期高齢者医療の被保険者となった場合、保険料や給付などについて十分考慮のうえ、いつでも取り下げることができます。

(1) 対象者

- ①身体障害者手帳の1級、2級、3級、4級（一部の人のみ）をお持ちの人
- ②療育手帳のA₁、A₂をお持ちの人
- ③国民年金証書の1級、2級をお持ちの人（障害年金）
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級、2級をお持ちの人

(2) 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②現在お持ちの健康保険被保険者証
- ③身体障害者手帳、療育手帳等の証明書類
- ④マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ⑤手続きに来る人の本人確認できるもの

高額療養費の支給

お問い合わせ先

国民健康保険 国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
社会保険 全国健康保険協会鹿児島支部	TEL219-1734	FAX219-1743

※社会保険等の場合は制度が若干異なりますので、ご加入中の健康保険におたずねください。

【国民健康保険】

病院などの医療機関で支払う一部負担金（保険適用分）が高額になったときは、申請すると、所得や年齢によって定まる自己負担限度額（月額）を超えた分が「高額療養費」として支給されます。（入院時の食事代や保険外（差額ベッド代等）の支払いは含まれません）

※70歳未満の人は、同じ月で医療機関ごと、入院・外来別、医科・歯科別で、21,000円以上の一部負担金が複数ある場合は、合算して自己負担限度額を超えた分が支給されます。70歳以上の人は、すべての一部負担金が合算の対象になります。

(1) 申請の受付

国民健康保険証をお持ちの人は、市役所国民健康保険課および各支所の窓口で申請してください。

(2) 申請に必要なもの

療養者の保険証、医療機関等の領収書、世帯主の印鑑（世帯主名義の口座に振り込む場合は不要です）、普通預金通帳、申請に来る人の顔写真付の身分証明書、療養者および世帯主のマイナンバーを確認できるもの、別世帯の人が来る場合は委任状

高額介護合算療養費の支給

お問い合わせ先

国民健康保険 国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
社会保険 全国健康保険協会鹿児島支部	TEL219-1734	FAX219-1743

医療保険と介護保険の両制度を利用する世帯の自己負担が高額療養費等の支給を受けてもなお著しく高額になる場合の負担軽減を目的として、医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算し、世帯（医療保険上の世帯）単位の合算額が定められた基準額を501円以上超えた場合に、被保険者からの申請に基づき高額介護合算療養費として支給されます。（本市国保の加入者で対象となる人には、9月頃お知らせします）

【支給要件】

基準日である7月31日における医療保険上の世帯に属する人を単位とし、計算期間内において費用負担者として負担した医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が、介護合算算定基準額を501円以上超えた場合に支給されます。

ただし、医療保険および介護保険に係る自己負担額のいずれかが0円である場合は支給されません。

- (1) 医療保険上の世帯について…同じ世帯でも夫が後期高齢者医療、妻が国民健康保険など、加入する医療保険が異なる場合は合算できません。

(2) 自己負担額

①医療に係る自己負担額は、保険給付の対象となる療養に係る定率の負担割合に応じた一部負担金等の額の合算額です。ただし、高額療養費または付加給付等の支給額を控除した額です。(70歳未満の人が受けた療養にあつては、レセプト単位での一部負担金等の額が21,000円未満のものは除く)

②介護に係る自己負担額は、介護サービスの利用者負担額の合算額です。ただし、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費の支給額を控除した額です。

(3) 費用負担者…世帯員の分も含めて、すべて世帯主が負担したものととして算定します。

【計算期間と合算の範囲】

合算は、計算期間である毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の一部負担金等について、基準日である7月31日時点の医療保険上の世帯を単位として行います。

【支給計算について】

基準日の医療保険上の世帯を単位として合算して支給総額を算定し、その支給総額を保険者ごとの負担額に応じて按分して、それぞれの保険者から費用負担者に支給されます。

限度額適用認定証等の交付

お問い合わせ先

国民健康保険 国民健康保険課 TEL216-1228 FAX216-1200
社会保険 全国健康保険協会鹿児島支部 TEL219-1734 FAX219-1743

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、申請により交付される限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関などの窓口に表示することで、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での同一月の保険内の支払いが自己負担限度額までとなります。

※70歳以上75歳未満の区分が現役並み所得者Ⅲと一般の人は、保険証が限度額適用認定証を兼ねるため、申請は不要です。

（区分については担当課へお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください）

※オンライン資格確認を導入している一部の医療機関では、限度額適用認定証を提示しなくても、同一月の保険内の支払いが自己負担限度額までとなる場合があります。

※国保税の滞納があると、限度額適用認定証の交付が受けられなかったり、自己負担限度額のオンライン資格確認ができなかったりする場合があります。

(1) 手続きに必要なもの

国保の保険証、申請に来る人の顔写真付の身分証明書、療養者および世帯主のマイナンバーを確認できるもの、別世帯の人が来る場合は委任状

高額療養費の支給（後期高齢者医療制度の適用を受けている人）

お問い合わせ先

長寿支援課 TEL216-1268 FAX224-1539

後期高齢者医療制度の適用を受けている人で、1か月の医療費が高額になったときは、自己

負担限度額を超えた分が、申請により支給されます。一度申請をすると、次の月以降は高額療養費が発生するたびに申請した口座に自動的に振り込まれますので、以後の手続きは必要ありません。振込口座を変更される場合は、口座変更届を提出してください。

(入院時の食事代や保険外(差額ベット代等)の支払いは含まれません)

(1) 申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証 ②振込先の通帳
- ③マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ④手続きに来る人の本人確認できるもの
- ⑤委任状(申請人と口座名義人が異なる場合)

高額介護合算療養費の支給(後期高齢者医療制度の適用を受けている人)

お問い合わせ先

長寿支援課 TEL216-1268 FAX224-1539

8月から翌年7月までの1年間に、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、次の限度額を超えた場合、その超えた分を高額介護合算療養費として支給されます。なお、支給の対象となる人には、5月から9月にかけてお知らせします。

(1) 申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証 ②振込先の通帳
- ③マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ④手続きに来る人の本人確認できるもの
- ⑤委任状(申請人と口座名義人が異なる場合)

限度額適用認定証等の交付(後期高齢者医療制度の適用を受けている人)

お問い合わせ先

長寿支援課 TEL216-1268 FAX224-1539

入院や外来の際に、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱ(市民税非課税世帯)に該当する人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示していただくと、医療機関等ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までの支払いとなります。

(1) 申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ③手続きに来る人の本人確認できるもの
- ④領収証(低所得者Ⅱで過去1年間の入院日数が90日を超える場合)

特定疾病療養受療証の交付

お問い合わせ先

国民健康保険	国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
社会保険	全国健康保険協会鹿児島支部	TEL219-1734	FAX219-1743
後期高齢者医療	長寿支援課	TEL216-1268	FAX224-1539

血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に対する医療費は、病院等の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示すると、1か月の自己負担限度額は10,000円となります。

ただし、70歳未満の人工透析患者で上位所得世帯（※1）に該当する人の自己負担限度額は、20,000円になります。（未申告世帯も20,000円）

「特定疾病療養受療証」は、国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険課および各支所窓口で、社会保険証をお持ちの場合は全国健康保険協会（または健康保険組合など）で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合は長寿支援課および各支所窓口で申請により交付しています。

※1 上位所得世帯とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

高額療養資金の貸付

お問い合わせ先

国民健康保険	国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
社会保険	全国健康保険協会鹿児島支部	TEL219-1734	FAX219-1743

医療機関等で支払う一部負担金（保険適用分）が著しく高額になり、支払いが困難な場合には、高額療養資金の貸付の制度があります。（現金を貸付する制度ではありません）

詳しくは、国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険課および各支所窓口で、社会保険証をお持ちの場合は全国健康保険協会（または健康保険組合など）にお問い合わせください。

入院時の食事療養費

お問い合わせ先

国民健康保険	国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
社会保険	全国健康保険協会鹿児島支部	TEL219-1734	FAX219-1743
後期高齢者医療	長寿支援課	TEL216-1268	FAX224-1539

市民税の非課税世帯に属する人は、入院中の食事代が減額されます。（「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することが必要です）

「標準負担額減額認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請は、国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険課および各支所窓口で、社会保険証をお持ちの場合は各健康保険組合窓口で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合は長寿支援課および各支所窓口で受け付けております。

療養病床に入院する高齢者の食費・居住費

お問い合わせ先

国民健康保険 国民健康保険課 TEL216-1228 FAX216-1200
 社会保険 全国健康保険協会鹿児島支部 TEL219-1734 FAX219-1743
 後期高齢者医療 長寿支援課 TEL216-1268 FAX224-1539

療養病床に入院する65歳以上の高齢者の食費と居住費の負担額は表のとおりです。

区 分		負 担 額
		(食費) (居住費) 1食あたり+1日あたり
市民税課税世帯		460円(注1)+370円
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ(注3)	210円(注2)+370円
	低所得Ⅰ①(注4)	130円+370円
	低所得Ⅰ②(注5)	100円+0円

(注1) 一部の医療機関では、420円です。

(注2) 入院医療の必要性の高い状態の方は、91日目以降160円となります。

(注3) 低所得Ⅱとは、加入者全員(国民健康保険は世帯主を含む。後期高齢者医療は世帯全員)が市民税非課税の世帯の人です。

(注4) 低所得Ⅰとは、加入者全員(国民健康保険は世帯主を含む。後期高齢者医療は世帯全員)が市民税非課税で、かつ各収入金額から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)額を差し引いた金額が0円となる世帯の70歳以上の人です。

(注5) 老齢年金受給者

指定難病に係る医療費助成制度

お問い合わせ先

県難病相談・支援センター TEL218-3133・3134 FAX228-5544
 保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、平成27年1月から、指定難病の人への新たな医療費助成制度が始まりました。

対象となる338疾患について、申請をして、審査の結果、基準に該当すると判定された人には、「特定医療費(指定難病)受給者証」が交付され、指定難病の医療費の自己負担分について、助成を受けられるようになります。

(1) 助成の対象

- ①医療費
- ②訪問看護療養費
- ③介護給付による訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、指定介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス
- ④院外処方による薬局での保険調剤

特定疾患治療研究事業

お問い合わせ先

県難病相談・支援センター TEL218-3133・3134 FAX228-5544
保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

特定疾患に認定された人が、特定疾患の治療を受けたときは、保険診療分の医療費の自己負担額について一部または全部が助成されます。

(1) 特定疾患

- ① スモン
- ② プリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病
- ③ 難治性肝炎のうち劇症肝炎（新規申請は不可）
- ④ 重症急性膵炎（新規申請は不可）

(2) 助成の対象

- ① 医療費
- ② 入院時食事療養費
- ③ 訪問看護療養費
- ④ 介護保険法の規定による特定疾患に係る訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、指定介護療養施設サービス、介護医療院サービス
- ⑤ 院外処方による薬局での保険調剤

小児慢性特定疾病医療費の助成

お問い合わせ先

母子保健課 TEL216-1485 FAX216-1284

18歳未満（更新された場合は20歳未満まで延長可）の人で、悪性新生物や慢性心疾患、内分泌疾患、先天性代謝異常など16疾患群、788の慢性疾病の治療を指定医療機関で受ける場合、保険診療による医療費の一部を助成します。認定者の中で、該当する人は、日常生活用具の給付もあります。また、対象となる児童の健康管理のために「小児慢性特定疾病児童手帳」が、申請により交付されます。

小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

お問い合わせ先

母子保健課 TEL216-1485 FAX216-1284

種目ごとに定められた基準額（P38「給付対象種目一覧」の「基準額」欄参照）から、世帯の収入状況に応じた自己負担額を差し引いた額を助成します。

※決定通知までに3週間から1か月かかり、決定通知後の購入が対象となります。

(1) 対象者 下記の3点を満たす人

- ① 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちで、P38「給付対象種目一覧」の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する人
- ② 在宅での療養が可能な人で、日常生活用具の給付を必要とする人
- ③ 障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない人

給付対象種目一覧

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する人	対象児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	8年	4,900円
特殊便器	上肢機能に障害のある人	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので対象児または介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止または失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560円
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が対象児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
車いす	下肢が不自由な人	対象児の身体機能を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440円
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ歩行器等であること ①対象児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児または介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある人	対象児または介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
クールバスト	体温調節が著しく難しい人	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある人	紫外線をカットできるもの	-	41,580円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある人	小児慢性特定疾病児または介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した人	対象者または介助者が容易に使用し得るもの	-	113,520円
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した人	対象者または介助者が容易に使用し得るもの	-	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な人	対象者または介助者が容易に使用し得るもの	-	128,700円

備考

※耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることができません。

※紫外線カットクリームは、基準額を限度とし、1年度に1回の給付となります。

※ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）、人工鼻の給付は、1年度に複数回受けることができます。

給付基準額は、1年度の給付の合計額の上限とします。

はり、きゅう施設利用券の交付

お問い合わせ先

国民健康保険課	TEL216-1228	FAX216-1200
長寿支援課	TEL216-1268	FAX224-1539

鹿児島市指定の施術所で、はり、きゅうの施術を受けたときに、1回1,100円の補助が受けられます。(1年度で60回まで。申請月により回数は異なります)

「はり、きゅう施設利用券」は、国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険課および各支所窓口で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合は長寿支援課および各支所窓口で申請により交付しています。

(1) 対象者

①国民健康保険加入者

納期到来分の国民健康保険税を完納している世帯の人、かつ申請日の属する年度および前2年度の間において、国民健康保険が行う特定健康診査を1回以上受けている人

②後期高齢者医療被保険者

納期到来分の後期高齢者医療保険料を完納しており、かつ申請日の属する年度および前2年度の間において、長寿健診を1回以上受診している人

訪問歯科診療

家庭、施設、入院中の寝たきり高齢者・障害者等への歯科診療や口腔ケア（お口のお手入れ）を行います。

歯が痛い、入れ歯の調子が悪いなど、お気軽にご相談ください。

※健康保険扱いで受けられます。

(1) 申し込み先

鹿児島市歯科医師会 TEL222-0574

4. 税金・公共料金の減免

所得税・住民税の控除

お問い合わせ先

所得税 鹿児島税務署 TEL255-8111

住民税 市民税課 TEL216-1173～5 FAX216-1177

単位：円

対 象 者		所得税控除額		住民税控除額		
		障害者控除	扶養控除(※)	障害者控除	扶養控除(※)	
本人が次に該当するとき	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A ₁ ・A ₂ 精神障害者保健福祉手帳1級	40万	—	30万	—	
	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B ₁ ・B ₂ 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万	—	26万	—	
被扶養者が次に該当するとき	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A ₁ ・A ₂ 精神障害者保健福祉手帳1級	同居の場合	75万	38万	53万	33万
		計	113万		86万	
	別居の場合	40万	38万	30万	33万	
		計	78万		63万	
	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B ₁ ・B ₂ 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万	38万	26万	33万	
		計	65万		59万	

※「扶養控除」欄

扶養控除額は対象者の年齢などによって異なります。

なお、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。

自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免等

身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で18歳未満の人または知的障害者もしくは精神障害者と生計を同一にする人が所有する自動車を含む）にかかる税について、下記のような課税減免等があります。3月までに要件が整っている人の申請期限は、納期限までとなっています。（自動車税（種別割）は5月31日、軽自動車税（種別割）は4月30日）それ以降の申請は、自動車税（種別割）にあつては申請の翌月または翌年度から課税減免、軽自動車税（種別割）にあつては申請の翌年度からの課税免除となります。障害の程度などによっては該当しない場合があります。詳しくは、下記のお問い合わせ先へお問い合わせください。

	課税免除等の対象となる障害の程度	お問い合わせ先
障害者本人が運転	<p>【身体障害者】 P116～P119の「身体障害者の障害程度等級表」をご覧ください。 (身体障害者の障害程度等級表の中で、身体障害者手帳の障害程度が [] 内または [] 内に該当する人)</p> <p>【知的障害者】 療育手帳A₁、A₂</p> <p>【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳1級</p>	<p>自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割） 県鹿兒島地域振興局 TEL 261-5611 自動車税課 FAX 262-1768 軽自動車税（種別割） 市民税課 TEL 216-1172 FAX 216-1177</p>
生計同一者・常時介護者が運転	<p>【身体障害者】 P116～P119の「身体障害者の障害程度等級表」をご覧ください。 (身体障害者の障害程度等級表の中で、身体障害者手帳の障害程度が [] 内に該当する人)</p> <p>【知的障害者】 療育手帳A₁、A₂</p>	<p>※減免等の申請には下記で発行する生計同一証明書が必要です。</p> <p>障害福祉課 TEL 216-1273 FAX 216-1274 谷山福祉部福祉課 TEL 269-8472 FAX 267-6555 各支所でも証明書を発行しています。</p> <p>◎生計同一証明書の交付に必要なもの ①身体障害者手帳または療育手帳 ②運転免許証（コピーの場合、両面） ③通院、通学、通勤、生業などの証明等 ※生計同一証明書以外の証明書でも課税免除等を受けられる場合がありますので、県鹿兒島地域振興局自動車税課（TEL261-5611）・市民税課（TEL216-1172）までご相談ください。</p>
	<p>【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳1級</p>	<p>保健支援課 TEL 803-6929 FAX 803-7026 ※生計同一証明書等が必要です。</p>

相続税の控除

障害者（児）の方が相続や遺贈により財産を取得する場合、次の控除が受けられます。

	特別障害者	特別障害者を除く障害者
対象者	①身体障害者手帳1、2級をお持ちの人 ②療育手帳A ₁ 、A ₂ をお持ちの人 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人	①身体障害者手帳3～6級をお持ちの人 ②療育手帳B ₁ 、B ₂ をお持ちの人 ③精神障害者保健福祉手帳2、3級をお持ちの人
控除額	(85歳－相続時の年齢) × 20万円* ※平成26年12月31日以前の相続開始の場合は12万円	(85歳－相続時の年齢) × 10万円* ※平成26年12月31日以前の相続開始の場合は6万円
窓口	鹿児島税務署 資産課税部門 TEL255-8111	

贈与税の非課税

特別障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合、「障害者非課税信託申告書」を提出することにより6,000万円を限度として贈与税が非課税になります。

特別障害者	控除額	窓口
①身体障害者手帳1、2級をお持ちの人 ②療育手帳A ₁ 、A ₂ をお持ちの人 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人	6,000万円まで 非課税	鹿児島税務署資産課税部門 TEL 255-8111 各信託銀行等

特別障害者を除く特定障害者	控除額	窓口
①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人 ②児童相談所等の判定により知的障害者とされた人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ④精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人でその障害の程度が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人または児童相談所の判定により知的障害者とされた人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	3,000万円まで 非課税	同上

補装具の消費税

お問い合わせ先

鹿児島税務署 TEL255-8111

身体障害者が使用する下記の補装具や日常生活用具等の購入、レンタル、一定の修理を行った場合、消費税が非課税になるものがあります。詳しくは鹿児島税務署へお問い合わせください。

(1) 対象

- ・義肢、車イス、義眼、視覚障害者安全つえ、点字器、人工喉頭など
- ・身体障害者が使用する特殊な構造または機能を有する自動車の購入費や改造費用

個人事業税の非課税

要件	控除額	窓口
両眼の視力が0.06以下の視力障害の人が、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を個人で営む場合	非課税	鹿児島地域振興局 TEL805-7211 FAX805-7400

マル優制度（非課税貯蓄）

お問い合わせ先

鹿児島税務署 TEL255-8111

預金等の預入等金額が1人350万円までの利子に対する所得税が非課税になる制度があります。障害者等に該当する場合、預入等をする金融機関を通じて所定の手続きを行うことにより、利子の非課税制度が利用できます。

NHK放送受信料の免除

お問い合わせ先

NHK鹿児島放送局	TEL805-7077	FAX805-7075
障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026

下記にあてはまる人が、「放送受信料免除申請書」をNHK鹿児島放送局へ提出すると、NHK放送受信料の免除が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

免除額	対象者	適用条件	窓口
全額免除	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	障害福祉課 谷山福祉部福祉課 各支所の福祉課・ 保健福祉課
	市町村民税非課税の知的障害者（※）	療育手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	保健支援課
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの人が、世帯主で受信契約者の場合	障害福祉課 谷山福祉部福祉課 各支所の福祉課・ 保健福祉課
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の人が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の知的障害者（※）	療育手帳をお持ちで、障害等級が重度（A ₁ 、A ₂ 、A）の人が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	保健支援課

※「知的障害者」は、「所得税法または地方税法に規定する障害者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害と判定された人」です。療育手帳をお持ちでない場合でも、定められた場所で「知的障害者」と判定されていれば免除基準に定める「障害者」に該当します。

(1) 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑
- ③「全額免除」を申請する場合は、市民税非課税証明のほか、それぞれに応じて必要な書類等があります。詳しくはお問い合わせください。

NTT電話番号の無料案内

視覚障害、聴覚障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害、肢体不自由、知的障害及び精神障害のある人を対象に、無料で電話番号を案内します。(利用には事前に登録が必要です)

(1) 対象者

①身体障害者手帳をお持ちで、次の障害を有する人

- ・視覚障害 1～6級
- ・肢体不自由 1、2級（上肢・体幹および乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・聴覚障害 2～4級、6級（1、5級はなし）
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3、4級（1、2級はなし）

②療育手帳をお持ちの人

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

④戦傷病者手帳をお持ちの人で、次の障害を有する人

- ・視覚障害 特別項症～第6項症
- ・肢体不自由（上肢障害） 特別項症～第2項症
- ・聴覚障害 第2項症、第4項症
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症

(2) お申し込み先・お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-104174

受付時間：9時～17時（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）

郵便物等の割引

郵便物等を送る場合は、一般に差し出すものより安い料金・運賃を利用できます。
詳しくは、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

区 分	運 賃	内 容
点字郵便物	無 料 (3kg以内)	点字のみを掲げたものを内容とするもの
特定録音物等郵便	無 料 (3kg以内)	点字用紙・盲人用録音物を日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、またはこれらの施設に宛てて差し出すもの
心身障害者用ゆうメール	3kg以内 (下記の通り)	日本郵便株式会社に届け出た図書館と障害者との間で図書の閲覧のために発受されるもの
点字ゆうパック	30kg以内 (下記の通り)	大型の点字図書等、点字のみを掲げたものを内容とするもの
聴覚障害者用ゆうパック	30kg以内 (下記の通り)	日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障害者との間でビデオテープその他の録画物の貸出しまたは返却のために発受するもの
心身障害者団体発行の 第三種郵便物	※承認条件・料金等は最寄りの郵便局にお問い合わせください	

心身障害者用ゆうメール	150g まで	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超	
	92円	110円	150円	180円	230円	310円	
点字ゆうパック 聴覚障害者用ゆうパック	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

※通常はがき（青い鳥郵便葉書）を無料で配布します。

（対 象 者）①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳A₁・A₂

（内 容）通常郵便はがき 20枚

（配布期間）毎年4月1日より受付開始 5月末まで

（窓 口）各郵便局（簡易郵便局を除く）

5. 交通・移動の支援

旅客鉄道（JR）運賃の割引

お問い合わせ先

JR九州案内センター TEL0570-04-1717

身体障害者手帳または療育手帳に、第1種または第2種と記載されている人は、次のような運賃の割引が受けられます。

JR九州の場合（新幹線・在来線）

【窓口】JR各駅・みどりの窓口・各旅行会社

種別	割引対象者	乗車券類種別	割引率	注意事項
第1種	本人のみ	普通乗車券	5割引	・片道101km以上ご利用の場合に限ります。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用できます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。
第2種		本人のみ		普通乗車券
	本人（12歳未満）と介護者	定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用できます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。

※上記以外の割引はありません。

※購入の際は手帳をお持ちください。（コピー等は不可）

※JR以外の鉄道会社をご利用の際は、割引の内容が異なります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

※駅係員のいない駅から乗車した場合は、降りられる駅の改札口の駅係員へ、また、車内で購入される場合は、乗務員へ手帳を呈示して、運賃の精算または乗車券の購入を行ってください。

バス・市電運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示すると、運賃の割引が受けられます。なお、友愛パスをお持ちの人は市内間の運賃は無料です。

※ICカードをご利用の際は乗務員に申し出がないと割引ができませんのでご注意ください。

※第1種、第2種については手帳に記載してありますのでご確認ください。

※「介護人証」（第1種障害者1人に対して介護人1人）は、障害福祉課、各支所の福祉課・保健福祉課で発行します。ご利用の際は手帳と介護人証の提示が必要です。

区分	対象者	割引の内容
第1種身体障害者・知的障害者	本人と介護人	普通運賃について5割引 定期券（本人のみ）について3割引
第2種身体障害者・知的障害者		
	12歳以上	
精神障害者	本人と付添人	

※バス運賃の割引の内容は各事業者で異なる場合があります。
詳しくは各事業者にお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号
いわさきコーポレーション株式会社	254-8970 FAX 252-7680
鹿児島市交通局	バス事業課 257-2117 FAX 257-2134 電車事業課 257-2116 FAX 257-2119
JR九州バス株式会社	247-2056 FAX 247-2436
南国交通株式会社	245-4001

船（フェリー）運賃の割引

区分	対象者	割引の内容
第1種身体障害者・知的障害者	本人と介護人	5割引
第2種身体障害者・知的障害者	本人	
精神障害者	本人と付添人	

※定期券については、本人のみおおむね3割引
※船の料金については、ご利用の際に各事業者にお問い合わせください。
(車両の料金は対象外です)

(令和4年4月現在)

問い合わせ先	電話番号	主な行き先
桜島フェリー	293-2525 FAX 293-2972	桜島
垂水フェリー	256-1761	垂水

問い合わせ先	電話番号	主な行き先
種子屋久高速船	0570-004015 FAX 222-3105	種子島・屋久島
フェリーみしま	813-7751 FAX 813-7752	竹島・硫黄島・黒島
マリックスライン	225-1551 FAX 225-7203	奄美大島・徳之島・沖永良部・与論・沖縄
マルエーフェリー	226-4141 FAX 222-6187	奄美大島・徳之島・沖永良部・与論・沖縄
折田汽船	226-0731 FAX 226-0734	屋久島
フェリーとしま	222-2103 FAX 223-6720	十島村
奄美海運	222-2338 FAX 224-2145	(北埠頭発) 喜界・奄美大島・徳之島・沖永良部

タクシー運賃の割引

お問い合わせ先

鹿児島市タクシー協会 TEL226-5966

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗車時に提示すると、タクシー運賃が1割引になります（個人を含む各タクシー会社）。

※友愛タクシー券との併用もできます。

航空運賃の割引

搭乗時の年齢が満12歳以上で以下の手帳をお持ちの人、および、同一便に搭乗する満12歳以上の介護者（1人まで）は、国内航空運賃の割引が受けられます。なお、搭乗手続きの際も手帳の提示が必要になります。

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳

※手帳をお持ちの本人が小児（3歳～11歳）で、他の運賃をご利用の場合でも、介護者は当運賃を利用できます。

※手帳をお持ちのご本人が座席を使用しない幼児（2歳以下）の場合は、介護者は当運賃を利用できません。

※精神障害者保健福祉手帳の有効期間が搭乗日当日に満了している場合は、当運賃を利用できません。

各航空会社で割引の内容が異なります。詳しくは航空会社、代理店にお問い合わせください。

有料道路等通行料金の割引

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

障害福祉課または各支所の福祉課・保健福祉課で、身体障害者手帳・療育手帳に利用自動車・割引措置の有効期限等の事前登録をすると、下記の場合に、手帳提示で有料道路の通行料金が5割引になります。

割引は、登録された自動車1台のみとなります。

(1) 割引の対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの人が、自分名義または同居の親族等の名義の自動車（営業用を除く）を自分で運転する場合
- ②第1種身体障害者・第1種知的障害者の常時介護人が、障害者本人、同居の親族等または日常的に介護している人の名義の自動車（営業用を除く）を運転し、障害者本人が同乗する場合

(2) 申請に必要なもの

- ①運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
 - ②車検証（写しでも可）
 - ③身体障害者手帳・療育手帳
 - ④ETCカード（原則障害者本人名義のもの）※ETCを利用する場合のみ
 - ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※ETCを利用する場合のみ
- ※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。

市電・バス等の無料パス券（友愛パス）

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

障害がある人が市内間で乗り降りする場合に、市電・バス（全社共通）・桜島フェリーを無料で利用できるパス券（友愛パス）を交付します。ただし、敬老パス・友愛タクシー券の交付を受けている人は、同時に友愛パスは受けられません。

(1) 対象者

6歳以上の人で次のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳1級～4級をお持ちの人（ただし、4級は65歳以上の人）
- ②療育手帳をお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- ④原爆被爆者援護法に基づく原爆被爆者諸手当の受給者

(2) 利用の方法

乗り降りの際に、友愛パスをカードリーダーに触れてください。

（降車時は乗務員に友愛パスを必ず見せた上でカードリーダーに触れてください）

- (3) 申請に必要なもの
- ①障害者手帳または原爆被爆者諸手当の証書
 - ②写真（たて4cm×よこ3cmを1枚、1年以内撮影のもの、上半身、脱帽）
 - ③敬老パスまたは友愛タクシー券（敬老パスまたは友愛タクシー券から友愛パスへの変更の場合。ただし、タクシー券は未使用の場合に限る）
- (4) 紛失・破損による再発行の手続き
- 再発行の申請に必要なもの
- ①障害者手帳または原爆被爆者諸手当の証書
 - ②写真（たて4cm×よこ3cmを1枚、1年以内撮影のもの、上半身、脱帽）
- ※紛失による再発行の場合は、カード実費相当額をご負担いただきます。

友愛タクシー券の交付

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

下記にあてはまる障害がある人に、友愛タクシー券を交付します。ただし、友愛パス・敬老パスの交付を受けている人は、同時に友愛タクシー券は受けられません。

(1) 対象者

身体障害者手帳をお持ちの人	視覚障害 1級・2級 下肢障害 1級～4級（4級は65歳以上） 体幹障害 1級～3級 心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸・免疫・肝臓の機能障害 1級
療育手帳をお持ちの人	A ₁ ・ A ₂ ・ A
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	1級

(2) 交付枚数

1年間に200円券を70枚交付します。タクシー乗車1回につき、200円券を25枚まで使えます。年度の途中で手続きをした場合の交付枚数は、次の表のとおりです。

申請月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	64枚	58枚	53枚	47枚	41枚	35枚	29枚	24枚	18枚	12枚	6枚

(3) 利用の方法

障害者手帳を提示して、タクシー券をお使いください。

(4) 申請に必要なもの

- ①障害者手帳
- ②友愛パスまたは敬老パス（パスからタクシー券への変更の場合）

運転免許取得費用の助成

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

身体障害者・難病患者等が自動車運転免許を取得する場合、取得費用の一部を助成します。自動車学校に入校・支払前に手続きが必要です。助成対象は、普通自動車第1種免許に限ります。

(1) 対象者

身体障害者手帳をお持ちの人・難病患者等

(2) 助成金額

免許取得にかかる経費の3分の2の金額（10万円まで）

※医師の診断書等が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

自動車改造費用の助成

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

身体障害者・難病患者等が所有し、運転する自動車を、その運転に適応するように改造するとき、改造費用の一部を助成します。(所得制限があります) 改造する前に手続きが必要です。

(1) 対象者

身体障害者手帳をお持ちの人・難病患者等

(2) 助成金額

1件につき10万円以内

※医師の診断書等が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

駐車標章の交付

住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。

鹿児島中央警察署	TEL222-0110
鹿児島南警察署	TEL269-0110
鹿児島西警察署	TEL285-0110

歩行困難な障害がある人に、「駐車禁止除外指定車」の標章を交付しています。交付の対象となる人は、障害の部位や程度などにより異なります。

詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

(1) 申請に必要なもの

①身体障害者手帳または療育手帳（写しでも可）

パーキングパーミット制度

お問い合わせ先

県 障 害 福 祉 課 TEL286-2746 FAX286-5558
ハートピアかごしま TEL220-5165 FAX220-5166

公共施設や店舗などの施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害がある人や介護の必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

申請方法や交付基準等については、申請前に県障害福祉課またはハートピアかごしまにお問い合わせください。

ガソリン代等の助成

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課 TEL216-1273 FAX216-1274
谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

重度の身体障害者で、日常生活のために自分の所有する自動車を自分で運転する場合に、ガソリン代等を助成します。事前に登録が必要です。

(1) 対象者

次の①と②の両方にあてはまる人

- ①身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害の1級～2級をお持ちの人
- ②前年分の所得税が非課税で、生活保護を受けていない人

(2) 助成金額

助成金の請求には領収証が必要です。

- ①ガソリン燃料車 40円／1ℓ (年間7,200円まで)
- ②軽油燃料車 18円／1ℓ (年間3,240円まで)

(3) 申請に必要なもの

- ①運転免許証
- ②身体障害者本人の所有（割賦の場合は使用）車の車検証
- ③身体障害者手帳
- ④前年の所得税の課税額を証明する書類
- ⑤助成金を振り込むための預金通帳

ゆうあい福祉バス

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課 TEL216-1272 FAX216-1274

障害がある人の社会参加促進事業としてゆうあい福祉バス（リフト付）を運行しています。詳しくはお問い合わせください。

- (1) 対象者 鹿児島市に居住する障害者等のグループで、各種研修会、講演会、スポーツ、レクリエーション等の活動に参加する人（介護責任者が必要です）
- (2) 定員 20人+車いす2人（車いすを使用しない場合は、最大24人の利用）
- (3) 運行範囲 県内一円（離島を除く）
- (4) 利用時間 9時30分から16時30分
ただし、12月29日から翌年1月3日と車両点検日はバスの運行を休止します。
- (5) 費用 無料（ただし、有料道路通行料金、渡船料、駐車場使用料等については、利用者負担となります）
- (6) 利用方法
- ①利用希望日の前月初日（月の初日が土日や祝日にあたる場合は、最初の開庁日）以降に、電話か窓口で空き状況を確認し、仮予約をしてください。
 - ②利用希望日の10日前までに、利用（変更）許可申請書、利用者名簿および乗降場所地図を提出してください。

福祉タクシー

在宅の重度心身障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、車いすや寝台（ストレッチャー）に乗ったまま利用できるタクシーがあります。

- (1) 助成内容
手帳の提示で、タクシー運賃が1割引きになります。友愛タクシー券の併用も可能です。
- (2) 利用方法
利用する場合は、事前にタクシー業者に連絡し、手帳割引、友愛タクシー券の利用予定もあわせて予約してください。

福祉有償運送

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課 TEL216-1273 FAX216-1274

福祉有償運送は、身体障害者や介護保険制度利用者で要介護1以上の人などを有償で移送するサービスです。利用する事業所への会員登録が必要です。

利用できる障害者等は次のとおりです。（本市に在住の人のみ利用できます）

- (1) 対象者
- ・身体障害者手帳所持者のうち、視覚障害の1級、2級の人
内部障害の1級の人
下肢障害の1級、2級、3級、4級（65歳以上）の人体幹機能障害の1級、2級、3級の人
 - ・療育手帳所持者のうち、A₁、A₂、Aの人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、1級の人
 - ・介護保険制度利用者の場合は要介護1以上の人
 - ・上記の障害者等を介護する人（ただし、障害者等と同乗する場合に限る）
 - ・同行援護または行動援護の福祉サービスの支給決定を受けている人
- ※福祉有償運送車両では、友愛タクシー券の使用はできません。
※福祉有償運送の登録事業所については、障害福祉課にお問い合わせください。

6. 在宅生活の支援

居宅介護（ホームヘルプ）

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026
(介護保険の給付対象者 介護保険課	TEL216-1280	FAX219-4559)

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを提供します。
介護保険の給付対象者等は、介護保険のホームヘルプ（訪問介護）または、総合事業の訪問型サービスが優先されます。

主なサービスの内容

- ・身体介護（食事、排せつ、入浴介護、通院介助など）
- ・家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物など）

移動支援事業（ガイドヘルプ）

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026

屋外での移動に困難がある障害者・児に対し、社会参加と自立を促すため、外出時の支援を行います。

(1) 対象者

- ・身体障害者手帳の第1種または療育手帳をお持ちの人
- ・精神障害者のうち障害支援区分が区分1以上の人で、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の人
- ・障害者総合支援法の対象疾患に罹患している難病患者で移動に困難がある人

※介護保険制度（65歳になる前5年間継続して移動支援の支給決定を受けていた人は除く）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者は対象外

- (2) 利用料金 1時間あたり 身体介護を伴う 200円
身体介護を伴わない 75円

- (3) 基本時間 15時間／月

- (4) 利用方法 申請により「受給者証」と「管理票」を取得し、これらを取扱事業所に提示することで利用できます。

短期入所（ショートステイ）

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026
（介護保険の給付対象者 介護保険課	TEL216-1280	FAX219-4559）

居宅において障害者の介護を行う人が、疾病その他の理由により介護ができなくなったとき、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者に宿泊を伴うサービスを提供します。なお、介護保険の給付対象者は介護保険のショートステイの利用が優先されます。

日中一時支援事業

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026

障害者・児を介護する人が、疾病等の理由により介護ができない場合に、一時的に施設が預り、必要な保護を行う日帰りのショートステイです。

(1) 対象者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「短期入所」の支給決定を受けている障害者と障害児

(2) 利用料金 1時間あたり 30円（医療型 40円）

（生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する人は無料）

(3) 基本時間 30時間／月

(4) 利用方法 申請により「受給者証」と「管理票」を取得し、これらを取扱事業所に提示することで利用できます。

ゆうあい訪問給食

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555

重度の身体障害がある人の自宅に昼食・夕食をお届けします。

(1) 対象者

次のいずれかにあてはまる18歳以上の人

- ①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人で、生計と住居が独立しているひとり暮らしの人
- ②身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人だけの世帯の人
※聴覚障害、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害を除く

(2) 利用者負担額

1食あたり400円

ただし、住民税非課税世帯に属する人と生活保護を受けている人は、1食あたり200円

(3) 利用回数

昼食の利用回数は、1週あたり6回以内（日曜を除く）

夕食の利用は、昼食の利用回数が週6回の人で、利用回数は週6回（日曜を除く）

(4) 申請に必要なもの

- ①申請書 ②初期調査票

訪問入浴サービス

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
(介護保険の給付対象者 介護保険課)	TEL216-1280	FAX219-4559

寝たきりなどのため家庭での入浴が困難な重度障害者・児に対して、移動入浴車を派遣します。介護保険の給付対象者は、介護保険の訪問入浴介護のサービスの利用が優先されます。

(1) 対象者

次のいずれかにあてはまる65歳未満の人で、家族の介助だけでは入浴することができない人

- ①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人
- ②知能指数35以下（通常、療育手帳のA₁、A₂、A）の知的障害者の人

(2) 利用料 無料

(3) 利用回数 1人1か月につき6回以内

(4) 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②健康に関する調査表

理髪・美容サービス

お問い合わせ先

64歳までの人	障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
	谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
65歳以上の人	長寿支援課	TEL216-1267	FAX224-1539
	谷山福祉部福祉課	TEL269-2145	FAX267-6555

外出困難な重度の身体障害者・児に対して、理容業者・美容業者を自宅に派遣して、頭髪のカットやひげそりなどのサービスを提供します。肢体不自由で65歳以上の要介護3以上の認定を受けている障害者は、長寿支援課へご相談ください。

- (1) 対象者 身体障害者手帳の視覚障害1級または肢体不自由1級をお持ちの人
- (2) 利用料 無料（年3回まで） ※申請月により回数が異なります。

紙おむつ代等の助成

お問い合わせ先

64歳までの人	障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
	谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
65歳以上の人	長寿支援課	TEL216-1267	FAX224-1539
	谷山福祉部福祉課	TEL269-2145	FAX267-6555

在宅または病院等において紙おむつ・布おむつを使用している重度障害者・児（3歳以上）に対して、紙おむつ等の購入費用やレンタル費用の一部を助成します。（事前に受給資格認定を受ける必要があります）

65歳以上の人で市民税非課税世帯に属する人は、長寿支援課へご相談ください。

- (1) 対象者

次の①～②の両方にあてはまる人（生活保護受給者および施設入所者を除く）

- ①重度障害者・重度障害児
- | | | |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 身体障害者手帳 | 肢体不自由 | 1級～2級 |
| 療育手帳 | A ₁ 、A ₂ 、A | |

- ②生計中心者の前年の所得税が非課税の人

- (2) 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②身体障害者手帳または療育手帳
- ③助成金を振り込むための預金通帳

※税額が分かる書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- (3) 助成金額

月額 4,000円以内（助成金の請求には領収書が必要です）

〔5月、8月、11月、2月の各末日に3か月分まとめて口座振込〕

寝具の乾燥

お問い合わせ先

64歳までの人	障害福祉課 谷山福祉部福祉課	TEL216-1273 FAX216-1274	TEL269-8472 FAX267-6555
65歳以上の人	長寿支援課 谷山福祉部福祉課	TEL216-1267 FAX224-1539	TEL269-2145 FAX267-6555

寝たきりの重度の身体障害者・児に対して、寝具乾燥のサービスを提供します。在宅の65歳以上で要介護3以上の認定を受けている障害者は、長寿支援課へご相談ください。

(1) 対象者（次の①～③のすべてにあてはまる人）

- ①寝たきりの重度身体障害者・重度身体障害児
- ②世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の人
- ③伝染性疾患でない人

(2) 利用料

無料（年3回まで） ※申請月により回数が異なります。

(3) 申請に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳

※税額が分かる書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

難聴児補聴器購入費の助成

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

発語やコミュニケーション能力、教育上必要な能力の確保を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入・修理に係る費用を助成します。

(1) 対象者（次の①～③のすべてにあてはまる人）

- ①保護者が本市に居住している18歳未満の人
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない人
ただし、医師が必要と認めた場合は、30デシベル未満も対象となります。
- ③補聴器装用により、言語の習得、教育、社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める人

(2) 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師意見書（指定医師が作成したもの）
- ③見積書（本市補装具制度の登録を受けている補聴器業者が作成したもの）

※保護者の市民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外です。

※事前に申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

※税額が分かる書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

(3) 助成金額

基準価格と申請額のいずれか低い方の3分の2の金額

日常生活用具の給付

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026
(介護保険の給付対象者 介護保険課)	TEL216-1280	FAX219-4559

障害がある人の日常生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

表の種目に★印があるものは、介護保険の給付対象者の場合、原則として介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具購入費のサービス利用が優先されます。

※所得税額に応じた負担金があります。詳しくは、お問い合わせください。

(1) 申請に必要なもの

- ①障害者手帳
- ②申請書（障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡しします）
- ③用具の見積書（登録業者の見積書、5万円以上の場合は2社以上必要です）
- ④マイナンバー関係書類・・申請書にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。
 - (ア) マイナンバー（個人番号）のわかるもの
通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票
 - (イ) 申請者の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

※税額が分かる書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください

(2) 難病患者等への給付

在宅の難病患者等に、日常生活に必要な便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）を給付します。

※医師の診断書等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

日常生活用具の種目

種 目	障 害 お よ び 程 度	対象年齢
特 殊 寝 台 ★	下肢または体幹障害2級以上の人	原則学齢児以上
特 殊 マ ッ ト ★	下肢または体幹障害1級の人（常時介護を要する人に限る）または知的障害A ₁ ・A ₂ の人	原則3歳以上
特 殊 尿 器 ★	下肢または体幹障害1級の人（常時介護を要する人に限る）	-
入 浴 担 架	下肢または体幹障害2級以上の人（入浴に当たって家族等他人の介助を要する人に限る）	原則3歳以上
体 位 変 換 器 ★	下肢または体幹障害2級以上の人（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する人に限る）	原則学齢児以上
移 動 用 リ フ ト ★	下肢または体幹障害2級以上の人 （設置に当たり住宅改修を伴うものは除く）	原則3歳以上
訓 練 い す	下肢または体幹障害2級以上の人	原則3歳以上 18歳未満
入 浴 補 助 用 具 ★	下肢または体幹障害を有し、入浴に介助を必要とする人 （設置に当たり住宅改修を伴うものは除く）	原則3歳以上
便 器 ★	下肢または体幹障害2級以上の人	原則学齢児以上
頭 部 保 護 帽	知的障害A ₁ ・A ₂ の人 下肢、体幹、平衡機能の障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する人または精神障害1級の人	-
歩 行 補 助 杖 （ 一 本 杖 ）	下肢、体幹、平衡機能の障害者	-
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具 ★	下肢、体幹、平衡機能の障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人 （設置に当たり住宅改修を伴うものは除く）	原則3歳以上
特 殊 便 器	上肢障害2級以上または知的障害A ₁ ・A ₂ であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人 （設置に当たり住宅改修を伴うものは除く）	原則学齢児以上
火 災 警 報 器	障害等級2級以上（精神障害にあっては1級）または知的障害A ₁ ・A ₂ の人（火災発生の感知と避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人に限る）	-
自 動 消 火 器	障害等級2級以上（精神障害にあっては1級）または知的障害A ₁ ・A ₂ の人（火災発生の感知と避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人に限る）	-
電 磁 調 理 器	視覚障害2級以上の人（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人に限る）または知的障害A ₁ ・A ₂ の人	18歳以上

種 目	障 害 お よ び 程 度	対象年齢
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	視覚障害2級以上の人	原則学齢児以上
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	聴覚障害2級以上の人（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の人に限る）	-
透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害3級以上、かつ自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人	原則3歳以上
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる人	原則学齢児以上
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害者のうち必要と認められる人	原則学齢児以上
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	医療保険における在宅酸素療法を行う人	-
視 覚 障 害 者 用 体 温 計 （ 音 声 式 ）	視覚障害2級以上の人（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人に限る）	原則学齢児以上
視 覚 障 害 者 用 体 重 計	視覚障害2級以上の人（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯の人に限る）	-
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声言語機能障害者または肢体不自由人のうち、音声または発語に著しい障害を有する人	原則学齢児以上
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	視覚障害2級以上または上肢障害2級以上の人	原則学齢児以上
点 字 デ ィ ス プ レ イ	視覚障害2級以上の人であって、必要と認められる人	-
点 字 器	視覚障害者	-
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	視覚障害2級以上の人（就労・就学している人または就学が見込まれている人に限る）	-
視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	視覚障害2級以上の人	原則学齢児以上
視 覚 障 害 者 用 活 字 文 書 読 み 上 げ 装 置	視覚障害2級以上の人	原則学齢児以上
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	視覚障害者のうち本装置により文字等を読み、または聞くことが可能になる人	原則学齢児以上
視 覚 障 害 者 用 時 計	視覚障害2級以上の人（音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人に限る）	原則学齢児以上

種 目	障 害 お よ び 程 度	対象年齢
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する人のうち、 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	原則学齢児以上
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	—
人工喉頭	音声言語機能障害者（喉頭摘出人のみ）	—
点字図書	主に点字により情報を入手している視覚障害者	—
ストーマ装具 （消化器系）	直腸機能障害者	—
ストーマ装具 （尿路系）	ぼうこう機能障害者	—
洗腸器具	直腸機能障害者	—
紙おむつ	次の①～②のいずれかにあてはまる人 ① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらんまたはストマの変形のためストマ用装具を装着できない人 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による 高度の排尿機能障害・排便機能障害のある人および先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある 人で、紙おむつ等の用具類を必要とする人 ② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿または排便の意思表示が困難な人で、紙おむつ等の用具類を必要とする人	3歳以上
収尿器	ぼうこう機能障害者	—
居宅生活動作 補助用具 （住宅改修）★	下肢、体幹障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する人のうち、障害 等級3級以上の人（特殊便器への取替えをする場合にあっては、 上肢障害2級以上の人に限る）	原則学齢児以上
発電機または バッテリー	人工呼吸器、ネブライザーまたは電気式たん吸引器を使用中の 人	—
エアークッション★	下肢または体幹障害2級以上の人であって、寝たきりの状態が 6か月以上続き、常時他人の介助を要する人	—
音声IC タグレコーダ	視覚障害2級以上の人	原則学齢児以上
人工内耳用電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している人	—
人工内耳用体外機 （スピーチプロセッサ）	聴覚障害者で、人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）を装用 している人（医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く）	—

補装具費の支給

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

(介護保険の給付対象者 介護保険課 TEL216-1280 FAX219-4559)

身体上の障害を補い、身体に必要な機能を獲得するために、補装具の購入・修理・借受けに係る費用の助成を行います。(原則1割の自己負担があります。市民税所得割額に応じて月額負担上限額があります) 17歳までの障害児には、児童用の補装具があります。詳しくはお問い合わせください。

対象者	補装具の種目 (主なもの)
視覚障害者	眼鏡・視覚障害者安全つえ・義眼
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	車いす・電動車いす・歩行補助杖(一本杖を除く)・歩行器・義手・義足・上下肢装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
難病患者等	原則身体障害者に準ずる

※品目によって県身体障害者更生相談所の判定が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※車いす、電動車いす、歩行補助杖(一本杖を除く)、歩行器について既製品で対応できるものは、介護保険の福祉用具貸与制度の利用が優先されます。

※品目ごとに耐用年数があります。耐用年数の期間内は原則として購入費の助成はできません。ただし、修理費については助成できます。

(1) 申請に必要なもの

①身体障害者手帳

②印鑑

③申請書(障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡しします)

④処方意見書

(判定が必要で県身体障害者更生相談所への来所判定が可能な場合は不要)

※処方意見書の用紙は障害福祉課と各支所の福祉課・保健福祉課でお渡しします

⑤補装具の見積書(鹿児島市と契約している業者が作成したもの)

⑥特定疾患医療受給者証(難病患者等でお持ちの人のみ)

⑦マイナンバー関係書類・・・申請書にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になるため、以下の書類が必要になります。

(ア)マイナンバー(個人番号)のわかるもの

通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票

(イ)申請者の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

※所得に関する証明書等が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

福祉用具の貸出

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1273 FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472 FAX267-6555
各支所の福祉課・保健福祉課	※連絡先はP120参照
市社会福祉協議会	TEL221-6071 FAX221-6075

一時的な通院、旅行など短期間に利用する人を対象に、車いすを貸し出しています。台数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

福祉機器リサイクル

お問い合わせ先

心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）
TEL252-7900 FAX253-5332

不要になった福祉機器を無償で提供していただき、必要とする人に無料であっ旋します。

- (1) 提供していただきたい福祉機器（使用可能なもの）
 - ①車いす（電動は除く）、介護用ベッド、歩行補助用具、エアーマット
 - ②提供の申し込みがあった機器は職員が確認に伺い、台帳に登録します。
 - ③登録期間は6か月で、機器は提供者に保管していただきます。
- (2) 福祉機器のあっ旋を受けることができる人
 - ①本市に居住し、障害、高齢、疾病等により福祉機器を必要としている人
 - ②希望する機器を登録していただき、順番にあっ旋します。
 - ③介護用ベッドについては、保管している人のところで直接受け取っていただきます。
（運搬等の費用は自己負担です）

在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料の助成

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

在宅で常時、人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害がある人に機器の使用の電気料を助成します。(事前に登録が必要です)

(1) 対象者

次の①～③のすべてにあてはまる人

①呼吸器機能障害1級または3級の人、これに準ずる人で特に市長が認める人

②在宅で常時、人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している人

③生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯に属する人

(2) 助成金額

月額 2,000円

〔7月、10月、1月、4月の各末日に3か月分まとめて口座振込〕

(3) 申請に必要なもの

①身体障害者手帳 ②医師の指示書(人工呼吸器・酸素濃縮器を24時間使用していることが確認できるもの) ③振込口座の通帳

※税額が分かる書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

精神保健デイ・ケア

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

在宅の精神障害者を対象に、社会復帰のための訓練(創作活動・料理・音楽・スポーツなど)を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

福祉電話

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

長寿支援課 TEL216-1267 FAX224-1539

難聴者または外出困難な重度身体障害者のコミュニケーションと緊急連絡の手段の確保を図るため、福祉電話を貸与します。65歳以上の障害者は長寿支援課にご相談ください。

(1) 対象者

難聴者または外出困難な重度身体障害者(1～2級)で、電話を設置していない所得税非課税の65歳未満の人(ひとり暮らしまたは障害者のみの世帯)

(2) 内容

福祉電話の貸与を受けた人の基本料金を市が負担します。

ひとり暮らし障害者等安心通報システム

お問い合わせ先

64歳までの人	障害福祉課	TEL216-1273	FAX216-1274
	谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
65歳以上の人	長寿支援課	TEL216-1267	FAX224-1539
	谷山福祉部福祉課	TEL269-2145	FAX267-6555

ひとり暮らしの重度身体障害者が自宅で安心して暮らせるように、ひとり暮らし障害者等安心通報システムを設置します。65歳以上の障害者は、長寿支援課にご相談ください。

(1) 対象者

- ①65歳未満のひとり暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯の人
- ②65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯の人
- ③②に準ずる世帯の人（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）

(2) 内容

急病・災害・事故などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通知により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行います。

(3) 条件等

- ①固定電話回線を必要としない携帯型の緊急通報装置を選ぶこともできます。
- ②固定型は固定電話の回線が必要となります。（固定電話がない生活保護受給世帯または住民税非課税世帯の人には、固定電話の回線を貸与します）
- ③合鍵を警備会社に預ける必要があります。

(4) 費用負担

- ①生活保護受給世帯、市民税の所得割を課税されている人がいない世帯 無料
 - ②市民税の所得割が課税されている人がいる世帯 月額1,000円（携帯型800円）
- ※ただし、機器を稼働するための定期的な通信料金が別途電話料金に加算されます。

在宅重度心身障害児の家族支援

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1304 FAX216-1274

在宅の重度心身障害児について、主たる介護者である家族の負担が過重傾向にあることから、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費の助成を行い、介護に係る家族の負担を軽減します。

(1) 対象者

18歳未満で次の①～③のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳1級または2級
- ②療育手帳 A₁またはA₂
- ③身体障害者手帳3級かつ療育手帳 B₁

(2) 助成内容

訪問看護を健康保険の上限を超えて利用する場合に、その超過分を助成します。

（1人につき1日あたり4時間、1年度あたり24時間を上限）

(3) 申込方法

訪問看護ステーションを通しての申請が必要です。

粗大ごみの家屋内収集

お問い合わせ先

粗大ごみ受付窓口 TEL813-5380

自ら屋外に運び出すことが困難な世帯を対象に、家屋内で、粗大ごみを収集します。(立ち会いが必要となります)

(1) 対象となる世帯(次の①～③の人のみで構成される世帯)

①65歳以上の高齢者

②障害者

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂、精神障害者保健福祉手帳1・2級)

③要介護3～5までの要介護者

※事前に要件の確認をさせていただきます。

(2) 申込方法

お電話で粗大ごみ受付窓口(電話813-5380)へお申し込みください。

まごころ収集

お問い合わせ先

清掃事務所 TEL238-0201 FAX238-0204

南部清掃工場 TEL261-5588 FAX261-1566

家庭から出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障害者などを対象に、戸別収集を行います。

(1) 対象となる世帯

①～②のいずれかの条件に該当し、かつ、介護保険法または障害者総合支援法に基づく居宅サービスを利用しており、自らごみ等を排出することが困難で、他に協力を得ることができないと認められる人のみで構成される世帯

①要介護1以上の要介護者

②障害者

(身体障害者手帳1・2級、療養手帳A₁・A₂・A、精神障害者保健福祉手帳1級)

(2) 申込方法

最初は、お電話等でお問い合わせください。

谷山地区・喜入地区の人は、南部清掃工場へ(電話261-5588 FAX261-1566)

その他の地区の人は、清掃事務所へ(電話238-0201 FAX238-0204)

7. 社会参加の支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

聴覚障害者等からの要請に応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(1) 派遣対象

聴覚障害、音声機能、言語機能に障害のある人が、医療機関への受診、官公庁、教育機関などへの手続、会議・講演会、その他の行事などにおいて派遣を必要とする場合

(2) 申請受付

鹿児島市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会事務局

市役所みなと大通り別館2階

TEL219-5882 (FAX兼用)

(3) 受付日時

月～金曜日 9時～17時30分(祝日・年末年始を除く)

※FAXでの申請は、24時間受け付けますが、上記以外の時間は、職員が不在のため、緊急の派遣に対応できないことがあります。

(4) 費用負担

聴覚障害者等の個人からの要請にかかる費用は、原則として市が負担します。

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

盲ろう者(視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ人)へのコミュニケーション支援と移動等の支援を行います。

(1) 対象者

市内に居住し、視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重複障害者で、障害の程度が、身体障害者手帳の視覚と聴覚障害の総合等級で1級または2級の人

※事前に登録が必要です。

(2) 派遣対象

・社会活動、入退院・通院または公的機関等への移動を行うときの通訳・介助

・盲ろう者の社会参加を促進することを目的とした支援

(利用者との対面以外の代書、代筆、点訳、墨訳、テープ朗読等を除く)

(3) 利用限度時間・費用負担

・1日の利用限度時間

原則8時間

・費用

通訳・介助員の業務時間内の交通費等の経費(通訳・介助員の食事代は除く)は、利用する盲ろう者の負担

- (4) 事前登録、申請受付
 鹿児島市視覚障害者協会（草牟田二丁目10-13）
 電話、FAXまたはEメールで申請
 （TEL・FAX）248-7946（Eメール）kagoshima-shisyokyo@navy.plala.or.jp
- (5) 受付日時
 月～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）
 夜間・休日は、FAXおよびEメールで受付

声の広報・点字広報紙

お問い合わせ先

「市民のひろば」広	報	課	TEL216-1133	FAX216-1134
「市民便利帳」広	報	課	TEL216-1133	FAX216-1134
「市議会だより」市議会事務局	政務調査課		TEL216-1454	FAX216-1452

視覚障害がある人に、次の広報を行います。

- (1) 広報紙「かごしま市民のひろば」音声テープ・CD版〔毎月〕
 点字版〔毎月〕
 ・申込先・・・広報課
- (2) 「市民便利帳」音声テープ・CD版〔2年に1回〕
 点字版〔2年に1回〕
 ・申込先・・・広報課
- (3) 「かごしま市議会だより」音声テープ・CD版〔年4回〕
 点字版〔年4回〕
 ・申込先・・・市議会事務局政務調査課

地域活動支援センター

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課	TEL216-1304	FAX216-1274
保 健 支 援 課	TEL803-6929	FAX803-7026
（介護保険の給付対象者 介護保険課	TEL216-1280	FAX219-4559）

在宅の障害がある人に、創作的活動や日中活動の場を提供することにより、自立と社会参加を促進するため、地域活動支援センターがあります。利用にかかる費用は無料ですが、事前に申請が必要です。介護保険の給付対象者等は、介護保険のデイサービス（通所介護）または総合事業の通所型サービスの利用が優先されます。詳しくはお問い合わせください。

障害者IT講習会（身体障害者パソコン講座）

お問い合わせ先

心身障害者総合福祉センター TEL252-7900 FAX253-5332
(ゆうあい館)

身体障害者を対象にしたパソコンの基本操作、ワープロソフト・表計算ソフトの活用、インターネットの使用方法などの講座を開催します。

(1) 対象者

鹿児島市内にお住まいで、18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人

(2) 実施場所

心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）真砂本町58-30

(3) 募集案内

事前に「市民のひろば」等でご案内します。

スポーツ・レクリエーション教室

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇の活用を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを実施します。

身体障害者補助犬

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274
鹿児島県障害福祉課 TEL286-2746 FAX286-5558

障害者の自立や社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の給付を行います。（県実施）事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(1) 種類

盲導犬・・・目の不自由な人を安全に誘導します。

- ①電柱や看板などの障害物をよける
- ②段差や階段の前で立ち止まる
- ③横断歩道では車などの危険を認識し避ける など

介助犬・・・手足の不自由な人に物を渡したりします。

- ①エレベータのボタンを押す
- ②落としたものを拾って渡す
- ③ドアの開閉 など

聴導犬・・・音を聞き分け、耳の不自由な人に情報を伝えます。

- ①ドアチャイムやお湯の沸いた音を聞き、知らせる
- ②車のクラクション・自転車のベルなどの音を聞き、危険を知らせる など

(2) 訓練と給付

申請後、身体障害者補助犬法に基づく訓練を受け、給付されます。

(3) 補助犬を同伴して利用できる施設

国・地方公共団体等の管理する施設

公共交通機関

ホテルやデパート、病院など不特定かつ多数の人が利用する施設

鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター

お問い合わせ先

鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター TEL 080-8379-7852 FAX813-7175

鹿児島県障害福祉課 TEL 286-2746 FAX286-5558

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等からの相談に対して、情報提供等の支援を行います。

(1) 業務内容

- ①事業所等に対する相談支援（学芸員及び弁護士による専門相談も実施します）
- ②芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ③展覧会等の開催
- ④情報収集・発信

(2) 連絡先等

- ①設置場所 〒890-0014 鹿児島市草牟田1丁目8-7（地域生活支援拠点ゆうかり内）
- ②実施団体 社会福祉法人ゆうかり
- ③受付時間 9時～17時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- ④メールアドレス kac@yuukari-s.jp

電話お願い手帳

NTT西日本（西日本電信電話株式会社）では、「電話お願い手帳 WEB版／アプリ版」を提供しております。詳しくは、次のアドレスか二次元コードから確認してください。

スマートフォン向け

https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/



フィーチャーフォン向け

https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/



8. 災害・事故等に対する支援

Net 119 緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能等に障害のある人が、スマートフォン等の携帯端末を使用して、円滑に消防へ通報を行うことができるシステムです。

(1) 対象者

市内に居住または通勤、通学する聴覚・言語機能等に障害のある人

※利用するためには、事前登録が必要です。

※登録した情報は他の消防機関に提供することがあります。

※利用料は無料です。(通信料は利用者負担となります)

(2) 登録方法

・インターネット申請

「entry_46201@entry08.web119.info」宛に空メールを送信してください。

右の二次元コードを読み取ると、メールアドレスの入力を省略できます。端末やブラウザの位置情報の設定は必ずオンにしてください。



Net 119
二次元コード

・窓口での申請

申請書を消防局のホームページからダウンロードし、ご記入のうえ消防局情報管理課までご持参ください。

※詳細は、消防局ホームページをご覧ください。

(3) 問い合わせ先

消防局情報管理課 TEL：099-222-0119 FAX：099-225-8119

Mail：shirei@city.kagoshima.lg.jp

※ 上記の他に、聴覚・言語機能等に障害のある人のために「メール119」・「119FAX」があります。「メール119」の利用については、消防局情報管理課までお問合せください。FAXで通報を行う際は、P125の119番ファックス通報カードを利用してください。(FAX番号は「119」です)

110番アプリシステム

言葉や聴覚が不自由な人などが事件や事故に遭われた際に、警察へ110番通報する手段として、スマートフォンのアプリを利用した「110番アプリシステム」があります。

このシステムにより、国内のどこからでも、通報場所を管轄する警察本部へ通報できます。

(1) 利用方法

- ①スマートフォン（iPhone）の人
AppStore で「110番アプリ」と検索し、ダウンロード
- ②スマートフォン（Android）の人
GooglePlay で「110番アプリ」と検索し、ダウンロード
- ③フィーチャーフォンの人
携帯電話用110番サイト <https://mobile110.npa.go.jp>
にアクセスしてください。

注意事項

- ①110番アプリシステムは、聴覚に障害がある人など、音声による110番通報が困難な人が警察に通報するためのものです。
- ②音声による110番通報が可能な人は、音声での110番通報をお願いします。
※ご意見、ご要望、情報は police@pref.kagoshima.lg.jp 相談広報課をご利用ください。
- ③警察からの返信が確認できないときは、再度送信するか身近な人に110番通報を依頼してください。
- ④本システムの利用には、初回だけ登録が必要です。
- ⑤本システムの利用には、GPS 機能を ON にし、また、GPS による位置情報の取得に同意する必要があります。
- ⑥事件や事故かなど項目を選択すると、その情報が通報されます。最後はチャット方式で文字のやり取りが可能となります。
- ⑦通報中に、写真を撮って現場の状況を伝えることも可能です。
- ⑧本システムは、利用者ご自身の安全に十分配慮して、安全な場所で利用してください。
- ⑨本システムは無料で利用できますが、アプリのダウンロードや通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通信料金がかかります。
※上記の他に、言葉や聴覚が不自由な人のために、鹿児島県警察が運用する

ファックス110番 [0120-110-987](tel:0120-110-987)

メール110番 kagoshima110@police.pref.kagoshima.jp があります。

安心ネットワーク119

鹿児島市内で発生した火災・救助の災害情報や市民発令情報、避難所情報などを、リアルタイムにメールで提供するサービスです。

安心ネットワーク119配信・設定内容

- (1) 配信内容
 - ①災害情報（火災情報、救助情報）
 - ②市民発令情報
 - ③避難所情報
 - ④防災行政無線情報（光化学オキシダント注意報、PM2.5情報）
- (2) メール配信時間：終日
- (3) メール配信区分：市内を14地域に分けた中から、必要とする地域を選択

ご利用にあたって

- (1) メールアドレスをお持ちの人は、どなたでも登録できます。
- (2) 情報提供は無料です。受信の際は、携帯電話会社や契約形式により異なりますが、通信料がかかります。
- (3) 登録用メールアドレスを入力後、空メールを送信して詳しい設定を行ってください。右下の二次元コードを読み取ると、メールアドレスの入力を省略できます

登録用メールアドレス

ansin119@kagoshima-fd.jp



安心ネットワーク119
二次元コード

お問い合わせ



鹿児島市消防局 情報管理課（通信指令係）

T E L : 099-222-0119

ホームページ : <http://www.city.kagoshima.lg.jp/kurashi/bosai/shobokyoku/index.html>

避難行動要支援者避難支援等制度

お問い合わせ先

危機管理課 TEL216-1213 FAX226-0748

災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者などが、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得て、町内会や民生委員等と情報の共有を行い、個別避難計画の作成や日ごろの見守りなどの支援を行います。

また、災害時は、同意の有無に関わらず、避難支援等の関係者に名簿情報が提供され、安否確認などに活用されることになります。

(1) 避難行動要支援者の対象範囲

- ①要介護3以上の判定を受けている人
- ②身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人
(心臓・じん臓機能障害のみの人を除く)
- ③療育手帳A₁・A₂をお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ⑤市の障害福祉サービスを受けている難病患者等
- ⑥上記以外の人で、市長が避難支援等の必要を認める人

※原則として居宅生活者が対象

※市で把握できる①～⑤の事由については、名簿に記載されます。

※①～⑤以外の人で、自分で安全な場所に避難できる人は対象とはなりません。自力避難が困難で支援が必要な人は、地域の民生委員または危機管理課へご相談ください。

災害用伝言板 (web171)

被災地の人や、パソコンや携帯電話を使って自宅や携帯電話の電話番号宛に文字や動画などを登録し、その内容を全国から確認することができます。

詳しくは、次のアドレスか二次元コードから確認してください。(災害時のみ利用できます)

登録用メールアドレス

<https://www.web171.jp>



災害用伝言板
二次元コード

9. 住宅の支援

グループホーム（共同生活援助）

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026

障害がある人が、地域において共同生活をおくるために、街中での住宅を利用して生活する場を提供し、必要な家事等の日常生活上の支援を行います。

福祉ホーム

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1272	FAX216-1274
-------	-------------	-------------

家庭で日常生活を営むことに支障がある障害者に対し、設備を備えた居室を低料金で提供します。

名称	所在地	TEL	FAX
自立ホームゆめの里	川上町680-3	244-5920	244-5920
福祉ホームむぎのめの里	川上町1862-1	244-2500	244-2563
福祉ホームこかげの里	川上町685-12	295-6300	295-6301
福祉ホームつわぶきハウス	犬迫町7939-1	238-0224	238-0577

障害者世帯向けの市営住宅

お問い合わせ先

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター TEL808-7502

市営住宅に、障害者世帯向け住宅があります。

(1) 申込資格

- ①住宅に困っていることが明らかであること
 - ②現に同居し、または同居しようとする親族等があること（単身での申込みもできます）
 - ③申込者と同居者の所得を基に算出した「収入月額」が基準額内であること
 - ④申込者と同居者が暴力団員でないこと
 - ⑤家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明け渡した人や、現在、市営住宅明け渡し請求手続中の人、入居する世帯員の中に市営住宅使用料の滞納者がいる場合は申込みできません。
 - ⑥申込者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族等が次のいずれかに該当する人の世帯であること
 - ・身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳B₁以上の交付を受けている
 - ・戦傷病者手帳第1款症以上の交付を受けている
- ※このほか、車いす用住宅やシルバーハウジングがあります。
申込資格など詳しくはお問い合わせください。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅

お問い合わせ先

住 宅 課 TEL216-1363 FAX216-1389

住宅確保要配慮者（障害者、高齢者、低額所得者など）の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を公開しております。詳細については、「セーフティネット住宅情報提供システム（<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>）」ホームページをご覧ください。

鹿児島県居住支援協議会

お問い合わせ先

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター TEL224-4543

住宅確保要配慮者（障害者、高齢者、低額所得者など）からの住まいに関する相談に応じます。

障害者住宅改造費の助成

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

谷山福祉部福祉課 TEL269-8472 FAX267-6555

(介護保険の給付対象者 介護保険課 TEL216-1280 FAX219-4559)

重度の身体障害がある人の住宅の設備や構造を、障害に適応するように改造するための経費を助成します。所得制限があり、事前に手続きが必要です。日常生活用具および介護保険による住宅改修費の給付対象者は、この制度との併用ができます。

(1) 対象者

身体障害者手帳1級～2級をお持ちの人

(2) 助成の対象となる改造（主なもの）

既存の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下などの改造室内移動用および昇降用の器具の設置

ただし、新築・増築またはバリアフリーを目的としない補修などは助成の対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

(3) 助成金額

助成の対象となる改造費用の3分の2の金額（666,000円以内）

10. 就労・雇用の支援

鹿児島公共職業安定所（ハローワークかごしま）

お問い合わせ先

下荒田一丁目43-28 TEL250-6060（代表）
TEL250-6071（ダイヤルイン） FAX250-5610

障害のある人の専門の窓口を設け、就職の相談、職業訓練、職業紹介、定着支援など各種支援機関と連携を図りながら様々な支援を行います。

登録した希望条件に合う最新の求人情報を求人パソコンで検索できます。また、携帯電話やパソコンで最新の求人情報を閲覧できるハローワークインターネットサービスなどあります。

就職を希望しながら心理面を含めた悩みや不安を抱える人を対象として、専門の精神障害者雇用トータルサポーターによる相談サービスも行います。（予約制）

また、難病患者の人を対象に難病患者就職サポーターが相談を行います。（予約制）

鹿児島障害者職業センター

お問い合わせ先

鴨池二丁目30-10 TEL257-9240 FAX257-9281

障害者手帳等の有無にかかわらず、職業上の障害のある人の就職や職場定着に向けた相談・支援を行います。予約制で、利用料はかかりません。

(1) 支援内容

- ①職業相談・職業評価（職業上の長所や課題を整理し支援方法を検討します）
- ②職業準備支援（様々な作業の体験や講座による支援を行います）
- ③ジョブコーチ支援事業（職場にジョブコーチを派遣し職場への定着をサポートします）
- ④リワーク支援（うつ病などで休職している人の職場復帰を支援します）

(2) 受付日時：月～金曜日 8時45分～17時（祝日・年末年始を除く）

かごしま障害者就業・生活支援センター

お問い合わせ先

新屋敷町16-217 鹿児島県住宅供給公社ビルC棟2階217号 TEL248-9461 FAX248-9462

就業意欲のある障害がある人やその家族、関係機関や事業所からの相談に対して、その内容に応じた情報提供を行います。また、公共職業安定所（ハローワーク）や鹿児島障害者職業センター、福祉関係機関等と連携しながら障害がある人の職業自立のための支援や、障害がある人を雇用している事業所や検討している事業所への支援を行います。

支援の内容としては、家庭・事業所訪問、福祉施設等を利用した基礎訓練や、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援などがあります。詳しくはお問い合わせください。

鹿児島障害者職業能力開発校

お問い合わせ先

薩摩川内市入来町浦之名1432 TEL0996-44-2206 FAX0996-44-2207

職業能力開発促進法に基づいて国が設立し、鹿児島県が運営する職業能力開発校です。

障害のある方々に対し、その適性に合った職種について、時代のニーズに応えられる知識・技能を習得してもらい、職業人としての自立を支援するため、各種の職業訓練を実施しています。

障害者の雇用促進に関する助成金制度

お問い合わせ先

雇用推進課 TEL216-1325 FAX216-1303

(1) 就職困難者等雇用奨励金

障害者等の雇用機会の増大と雇用の定着を図るため、市内に在住する障害者等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して、助成金を支給します。

(2) その他の助成金制度

鹿児島労働局職業対策課、鹿児島公共職業安定所（ハローワークかごしま）、高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部でも助成金の支給を行います。詳しくは各機関にお問い合わせください。

①鹿児島労働局職業対策課

TEL 219-8712

②鹿児島公共職業安定所（ハローワークかごしま）

TEL 250-6091

③高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 高齢・障害者業務課

TEL 813-0132

更生訓練費の支給

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1304	FAX216-1274
谷山福祉部福祉課	TEL269-8472	FAX267-6555
保健支援課	TEL803-6929	FAX803-7026

就労移行支援または自立訓練を利用する障害者に、訓練をより効果的に受けることができるようにするために更生訓練費を支給します。



11. 療育・保育・教育の支援

発達障害とは

発達障害は、環境や心理的な問題が原因ではなく、脳の特定の機能の障害によって生じると考えられており、対人関係やコミュニケーションの障害、こだわりや反復的な行動、感覚の特異性、不注意や多動・衝動性を特徴とする行動障害などの症状が、主に低年齢期において現れます。

発達障害は、他の疾患のように手術や薬によって治癒するというものではなく、その特徴は持ち続けますが、教育や療育などの様々な関わりを通して、社会への適応性が向上することが知られています。

このため、早期発見・早期対応によって、その後の子どもの発達に大きな差が出てくるといえます。早期の発見と早期の支援が重要です。

児童通所支援

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1304 FAX216-1274

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童については、次のサービスを提供します。

児童発達支援	未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を受けるために外出することが困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※国の制度上での「障害児通所支援」を本市では「児童通所支援」と言い換えて運用します。

◆市独自の利用者負担軽減措置

本市独自に利用者負担の軽減を行い、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる児童も、児童通所支援を利用する場合、負担額は無料となります。詳しくはお問い合わせください。

児童通所支援の利用のしかた

児童通所支援を利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

1 紹介

1歳6か月児・3歳児健診や総合発達相談会、県こども総合療育センター、医療機関などで児童通所支援を紹介された場合は、障害福祉課へご相談ください。



2 申請

見学などをして、利用したい事業所が決まったら、障害福祉課または各支所の福祉課・保健福祉課へ児童通所支援の利用を申請してください。窓口では児童の様子について聞き取りをさせていただきます。

《申請に必要なもの》

①印鑑

②新規転入者については、所得の分かる書類（詳しくはお問い合わせください）

※申請後、相談支援事業所と契約し、児童支援利用計画案の作成、提出を依頼します。



3 決定・通知

児童および家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針などを記載した児童支援利用計画案を相談支援事業者が作成し、提出します。

聞き取りをした内容や提出された児童支援利用計画案をもとに、サービスの支給日数などが決定され、「通所受給者証」が交付されます。

※決定結果に不服がある場合は、鹿児島県知事に対して審査請求できます。(P16)



4 事業所と契約・サービスの利用開始

自宅に「通所受給者証」が届いたら、事業所と契約を結び、利用開始となります。利用料は不要ですが、おやつ代などの実費は別途負担となります。



5 モニタリング

一定期間ごとにサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

障害児等療育支援事業

お問い合わせ先

障害福祉課	TEL216-1272	FAX216-1274
県障害福祉課	TEL286-2744	FAX286-5558
県こども総合療育センター	TEL265-0005	FAX265-0006

在宅の障害児・者とその家族に対して、家庭療育等についての相談・助言・指導などの支援を行います。

(1) 実施施設

障害児等療育支援事業所「やまびこ医療福祉センター」(皆与志町)

TEL 238-2755 FAX 238-5134

(2) 支援内容

①相談支援

障害福祉サービスの利用援助・社会資源の活用支援・ピアカウンセリングおよび情報提供などを行います。

②訪問療育

療育の専門スタッフ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・歯科衛生士など)が、家庭や児童通所支援事業所、保育所等を訪問します。

③外来療育(予約制)

やまびこ医療福祉センターにおいて、療育の専門スタッフが相談を受けます。

④施設支援

児童通所支援事業所・保育所・認定こども園・幼稚園・学校等を訪問し、職員へ助言・指導します。

(3) 利用料

無料

保育所・認定こども園・幼稚園への入所(園)のご相談については、下記にお問い合わせください。

○保育所・認定こども園(保育所機能)

保育幼稚園課 TEL 216-1258

○幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)

各園にお問い合わせください。

ことばの発達指導事業

お問い合わせ先

心身障害者総合福祉センター TEL252-7900 FAX253-5332
(ゆうあい館)

ことばの発達に支援が必要な幼児(3歳以上～就学前)とその保護者に対して、相談・助言・指導などの支援を行います。

(1) 対象者

ことばの発達に支援が必要な幼児(3歳以上～就学前)とその保護者

(2) 実施施設

心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館) 真砂本町58-30

(3) 利用料

無料

(4) 定員

30名(要登録)

鹿児島県こども総合療育センター

(案内図はP124参照)

お問い合わせ先

桜ヶ丘六丁目12番 TEL(代)265-0005(相談・予約)265-2400 FAX265-0006

児童の発達に関する総合相談窓口があり、概ね15歳までを対象に発達障害児、知的障害児、肢体不自由児またはその疑いのある児童の外来による診療・療育等を行います。

(1) 相談

児童の発達に関する総合相談窓口において、保護者や地域からの相談に応じ、助言および情報提供を行います。

(2) 診療・療育

医師による診療・診断および状況に応じて専門職による評価や助言を行います。

※初めての受診は、市の保健センターや、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校を通しての申込みが必要となります。

(3) 地域療育の支援

児童が、身近な地域で支援を受けられるよう、市、保育所、幼稚園、認定こども園、児童通所支援施設および学校等、地域療育関係者の人材育成や、関係機関の連携を推進するなど地域の支援体制づくりを行います。

鹿児島県発達障害者支援センター

(案内図はP124参照)

お問い合わせ先

桜ヶ丘六丁目12番 TEL264-3720 FAX265-0006

発達障害児者やその家族からの相談に応じ、専門的な指導・助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害児・者に関する医療、保健、福祉、教育、就労等に従事する関係者に対し、発達障害についての情報提供および研修を行います。

(1) 対象者

自閉症・アスペルガー症候群・LD（学習障害）・ADHD（注意欠如多動性障害）、広汎性発達障害などの発達障害のある人のほか、そのご家族や関係者も利用できます。

※これまで診断を受けたかどうかは問いません。

(2) 支援内容

①相談支援 ②発達支援 ③就労支援 ④普及啓発・研修

(3) 相談方法

①電話相談 月～金曜日 8時30分～17時

②来所相談 予約制（電話での予約が必要です）

障害児入所施設

お問い合わせ先

県中央児童相談所 TEL265-0137 FAX265-0137

県障害福祉課 TEL286-2749 FAX286-5558

障害がある児童が入所して保護を受け、日常生活に必要な知識・技能を学ぶ施設があります。詳しくはお問い合わせください。

就学

お問い合わせ先

学校教育課 TEL227-1941 FAX227-3016

障害がある児童の就学に関する相談等に応じています。

障害の種類・程度などによって、市立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室、県立の特別支援学校（知的障害・肢体不自由・病弱等）で学ぶことができます。

県立特別支援学校に就学し、障害の状態が非常に重いため通学が困難である児童は、特別支援学校教員が家庭や施設を訪問して指導する「訪問教育」を受けることができます。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級や特別支援学校などへの就学に必要な経費（給食費・学用品費・通学費など）の一部を助成する制度があります（所得制限あり）。通学している学校におたずねください。

通級指導教室保護者交通費の助成

他校の通級指導教室に公共交通機関や自家用車を利用して通級する児童生徒に付き添う保護者に対し、保護者の交通費の一部を助成します。通級している学校におたずねください。

通級指導教室

お問い合わせ先

学校教育課 TEL227-1941 FAX227-3016

自校に通級指導教室がない場合は、他校に通級することができます。

障害の種類	実施学校名	所在地	TEL	FAX
言語障害	名山小学校	山下町6-43	224-7126	224-7127
	原良小学校	原良二丁目1-1	253-9171	253-9172
	中郡小学校	郡元二丁目4-6	253-9080	253-9081
	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	268-4175	268-4176
自閉症・情緒障害	吉野小学校	吉野町2472	243-2581	243-2582
	山下小学校	西千石町15-5	226-6285	226-6284
	城南小学校	城南町1-1	225-3636	225-3637
	原良小学校	原良二丁目1-1	253-9171	253-9172
	武岡台小学校	武岡六丁目1-1	281-1545	281-1549
	八幡小学校	下荒田三丁目25-1	255-5136	255-5137
	紫原小学校	紫原二丁目36-50	251-1323	251-1326
	南小学校	東郡元町13-22	253-5304	253-5389
	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	268-4175	268-4176
	宮川小学校	皇徳寺台四丁目26-1	264-3316	264-3189
	皇徳寺中学校	皇徳寺台三丁目35-1	265-6692	265-6609
LD・ADHD等	川上小学校	川上町322	243-0576	243-7705
	山下小学校	西千石町15-5	226-6285	226-6284
	中山小学校	中山二丁目30-3	268-2052	268-2137
	甲南中学校	高麗町36-32	254-9155	254-9156

特別支援学級

お問い合わせ先

学校教育課 TEL227-1941 FAX227-3016

公立の小・中学校の中に設置されています。

障害の種類	実施学校・学級数
知的障害	71小学校に135学級 35中学校に48学級
自閉症・情緒障害	70小学校に205学級 36中学校に58学級
病弱・身体虚弱	14小学校に14学級 2中学校に2学級
肢体不自由	12小学校に12学級 1中学校に1学級
難聴	6小学校に6学級 3中学校に3学級
弱視	1小学校に1学級

特別支援学校

障害の種類	学校名	所在地	TEL	FAX
視覚障害	県立鹿児島盲学校	西谷山一丁目3-3	263-6660	263-6659
聴覚障害	県立鹿児島聾学校	下伊敷一丁目52-27	228-2200	228-2211
知的障害・ 肢体不自由	県立鹿児島養護学校	吉野一丁目42-1	243-0114	243-6107
	県立武岡台養護学校	小野町2760	282-0440	282-0452
	県立桜丘養護学校	桜ヶ丘六丁目12	265-6642	265-6649
肢体不自由	県立皆与志養護学校	皆与志町1782-1	238-5078	238-5081
知的障害	県立鹿児島高等 特別支援学校	東坂元三丁目28-1	248-3670	248-3671
	鹿児島大学教育学部 附属特別支援学校	下伊敷一丁目10-1	224-6257	225-4776

12. 相 談

相談は、すべて無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

障害者基幹相談支援センター

お問い合わせ先

障害者基幹相談支援センター TEL226-1200 FAX226-1144
虐待防止センター TEL226-1216 FAX226-1144
(鹿児島市山下町15-1 市民福祉プラザ3階)
障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274
保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

障害がある人の相談に応じ問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言と、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行います。

(1) 対象

- ・鹿児島市にお住いの身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある人やそのご家族など
- ・障害を理由とする差別に関する相談のある人
- ・発達障害が気になる児童や行動・学習でつまづきが見られる児童についてお困りの人
- ・福祉サービス事業所等の関係者

(2) 相談受付の時間

月～土曜日

(日曜日、祝日、年末年始は休み)

10時～18時

メールアドレス：[kikan - soudan@po2.synapse.ne.jp](mailto:kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp)



メールアドレス
二次元コード

障害者虐待防止センター

障害者虐待の窓口として、虐待の通報届け出を受け付けます。必要に応じて関係機関と連携を図り、虐待防止に努めます。また、障害者虐待防止の啓発に努めます。

(1) 連絡先

電話 226-1216 (夜間と休所日は転送電話で対応します)

メールアドレス：[kikan - soudan@po2.synapse.ne.jp](mailto:kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp)



メールアドレス
二次元コード

障害者地域生活支援拠点

お問い合わせ先

地域生活支援拠点ゆうかり TEL813-7183 FAX813-7176
(鹿児島市草牟田一丁目8-7)

24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行うほか、施設等から地域生活への移行

を希望する障害者に対して、グループホームやショートステイを利用した地域生活の体験の場を提供します。

メールアドレス：[kyoten@yuukari - s.jp](mailto:kyoten@yuukari-s.jp)



メールアドレス
二次元コード

身体障害者相談員

お問い合わせ先

障 害 福 祉 課 TEL216-1272 FAX216-1274

市から委託を受けた身体障害者相談員（相談員は身体障害者です。）が、それぞれの担当地区で、身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な助言・支援などを行います。

【身体障害者相談員 44人】

（令和4年5月現在）

区 分	相談員氏名	住 所	TEL
肢体不自由	泉 川 英 子	和田三丁目57-16 松久保アパート201号	080-3229-5545
	伊 東 星	皆与志町4173番地	238-3864
	岩 下 洋 子	紫原六丁目11番42-13号	257-7120
	大 山 千賀子	本名町1734番地3	090-7926-6493
	川 畑 正 夫	山田町225番地2	090-9567-2076
	木 藤 隆 志	石谷町1170番地	278-4101
	黒 木 恵 子	皇徳寺台五丁目29番8号	265-4323
	齋 藤 正 明	伊敷台四丁目29番10-102	228-8732
	坂 下 幸 一	本名町4220番地	294-3397
	柴 田 のり子	魚見町148-6	090-7478-6824
	杉水流 さち子	東谷山一丁目61番6号	269-0366
	竹 内 キクエ	柳町1番10-64号	223-5255
	立 元 剛	坂之上六丁目16番21号	090-8225-7944
	前 田 究	下荒田三丁目17番24-1205号	251-7408
	有 蘭 米 子	真砂本町5-11-74	080-2733-7489
	川 畑 良 寛	下荒田1-6-18 末吉ビル401号	090-7456-6621
	河 野 育 子	明和四丁目14-3-11 県住36-101	080-3826-9976
	下 カズヨ	石谷町1049-2	278-4246
武 和 子	吉野町5294-5	243-7127	
濱 崎 登美子	喜入瀬々申町2327-2	090-5949-7039	

区 分	相談員氏名	住 所	TEL
肢体不自由	福 島 眞理子	西陵一丁目10番13号	281-2028
	須 田 純 一	喜入町7991-13	080-5284-2404
内 部 障 害	松 木 とし江	皆与志町1967番地	080-6427-6457
	鮫 島 哲 博	坂之上七丁目35番8号	262-1868
	菅 原 貞 子	宇宿三丁目18番14号 錦江荘101号	090-8663-9491
	高 附 典 子	下伊敷三丁目65番10号	090-8768-1274
	有 山 義 士	中山一丁目22番3号 ニュークレストール4中山203号	090-6295-1334
	中 園 和 明	新照院町27-23	080-4318-1021
視 覚 障 害	追 立 哲 二	喜入瀬々申町3399番地	347-0654
	小 山 義 方	東谷山三丁目18番6号	090-7154-1445
	神 田 裕 透	原良七丁目8番2号	090-3011-0465
	木 場 紗代子	若葉町15番9号	220-6236
	佐 多 寛 昭	武岡4-11-3	281-8744
	武 元 光 廣	伊敷台六丁目16番7号	228-7431
	春 田 ゆかり	武岡五丁目25番8号	281-4874
	長 井 きみ子	平之町1-8-503	226-6418
聴 覚 障 害	木原田 隆	明和三丁目20番2号原良 第2団地E棟104号	FAX 800-3037
	清 田 ひとみ	谷山中央二丁目681-201	FAX 269-8345
	寿 福 三 男	星ヶ峯四丁目42番68-21号	FAX 275-0003
	瀬戸口 佳代子	新栄町31番14号	FAX 251-5868
	茶屋道 輝 代	吉野町3355-59	FAX 243-7510
	外 薊 さつき	喜入前之浜町8351-1	FAX 343-7280
	松 尾 博 子	清水町29番25-210号	FAX 248-0345
	満 尾 祥 一	坂之上三丁目25番18号	FAX 261-8257

知的障害者相談員

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

市から委託を受けた知的障害者相談員（相談員も知的障害者の関係者です）がそれぞれの担当地区で知的障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な助言・支援などを行います。

【知的障害者相談員 9人】

（令和4年5月現在）

相談員氏名	住 所	TEL
迫 田 政 代	春山町223-9	278-1796
内和田 育 子	田上台三丁目63-22	275-3769
五 反 光 代	小野二丁目7-28	090-7161-0688
西 百合子	西田三丁目14-23	070-5812-6684
蜂須賀 雪 子	花野光ヶ丘二丁目25-10	228-1283
中 迫 妙 子	桜島横山町1722-17	090-9658-7653
宮 脇 俊 子	田上台一丁目32-22	206-9889
宮 川 あゆみ	武岡五丁目39-13	282-4989
竹 田 保 代	自由ヶ丘一丁目14-5	269-1206

精神障害者相談員

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

市から委託を受けた精神障害者相談員（相談員も精神障害者の関係者です）が、精神障害者の社会復帰等の相談に応じ、必要な助言・支援などを行います。

※場合によって、お受けできない時間があります。

【精神障害者相談員 4人】

（令和4年4月現在）

相談員氏名	TEL	相談員氏名	TEL
富 永 由加里	090-5022-6987	山 川 伯 明	090-9404-1270
徳 田 ひでみ	265-1288	橋 口 弘 子	080-1450-1524

ろうあ者福祉相談員

お問い合わせ先

障害福祉課 FAX216-1274

ろうあ者相談室 FAX216-1275

聴覚障害がある人の各種行政の手続きや生活相談等に応じ、必要な助言・支援などを行います。

相談場所 市役所本館1階 ろうあ者相談室

相談時間 月～金曜日 9時15分～16時

障害者相談支援等事業

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274
保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

障害がある人が地域で自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、障害福祉サービス等の利用支援、社会資源の活用支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための支援など様々な相談に応じ、情報の提供その他の支援を行います。

保健福祉総合相談・案内窓口

お問い合わせ先

保健福祉総合相談・案内窓口（市役所本館1階） TEL216-1241 FAX216-1491
（谷山支所1階） TEL269-2111 内線150
FAX267-6555

保健や福祉に関するサービスなどについて、お気軽にご相談ください。
手話通訳の案内もあります。

相談場所	市役所 本館1階	谷山支所 1階（福祉課前）
相談日 ※休日、年末年始を除く	月～金曜日	月～金曜日
相談時間	8時30分～17時15分	8時30分～12時、13時～17時 （手話通訳者は9時15分～12時、13時～16時）

※聴覚障害者等を対象に、メールによる案内・情報提供（相談を除く）を行います。
メールアドレス：annai@kagoshima-fukushi.net

障害者110番

お問い合わせ先

県障害福祉課 TEL286-2746 FAX286-5558

障害者（身体、知的、精神）やその家族の日常生活における不安や悩みに対応するために、県の委託を受けて社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が相談窓口を設置しています。

- 相談電話番号 228-6000（FAX兼用）
- 相談窓口の開設日時 月～金曜日 9時～17時（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）
- 弁護士の面接相談 第3水曜日 14時～16時（要予約）
- メールアドレス soudan110ban@shogaisha-kagoshima.jp
- 相談ケースの具体例

生命身体に対する侵害、家族や知人との人権関係
金融、消費、契約関係、財産・相続に関すること など

更生相談所

(案内図はP124参照)

お問い合わせ先

身体障害者……身体障害者更生相談所	TEL229-2324	FAX220-5166
知的障害者……知的障害者更生相談所	TEL264-3003	FAX264-3044
障害児………県中央児童相談所	TEL264-3003	FAX264-3044

障害に関する相談や、医学的・心理学的判定と機能判定等を行い、その結果に基づいた適切な助言・指導などを行います。詳しくは、各相談所にお問い合わせください。

民生委員・児童委員

お問い合わせ先

地域福祉課 TEL216-1244 FAX223-3413

民生委員・児童委員はそれぞれの担当地域で、福祉の相談に応じ、必要な助言・支援などを行います。担当の民生委員・児童委員名は、お問い合わせください。

保健所等での健康・難病等に関する相談

下記の相談等に応じています。詳しくは、お問い合わせください。

- ・母と子の健康（母子健康手帳の交付、妊産婦健康相談、乳幼児相談など）
- ・歯の健康（歯の健康や歯みがきの仕方等の成人歯科相談など）
- ・成人と高齢者の健康（心身の健康や生活習慣病予防、介護予防等の健康相談、栄養相談など）
- ・精神保健福祉相談（うつ病などの精神的な病気、認知症、ひきこもり、アルコールやギャンブルなどの依存症、こころの健康）
- ・医療福祉相談（保健、医療、福祉などの各種サービスについての相談）
- ・難病の相談（特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付、難病に関する相談など）

お問い合わせ先

母子保健課 TEL216-1485 FAX216-1284	保健支援課（地域難病相談・支援センター） TEL803-6929 FAX803-7026
保健予防課 TEL803-6927 FAX803-7026	
北部保健センター TEL244-5693 FAX244-5698	吉田保健福祉課 TEL294-1215 FAX294-3352
東部保健センター TEL216-1310 FAX216-1308	桜島保健福祉課 TEL293-2360 FAX293-3744
西部保健センター TEL252-8522 FAX252-8541	松元保健福祉課 TEL278-5417 FAX278-4097
中央保健センター TEL258-2370 FAX258-2392	郡山保健福祉課 TEL298-2114 FAX298-2916
南部保健センター TEL268-2315 FAX268-2928	喜入地区保健センター TEL345-3434 FAX345-3437

子どもの発育・発達に関する相談

相談の内容	相談体制	機関名・電話番号
乳幼児相談窓口	心理発達相談員と保健師に、電話や面接で相談ができます。	母子保健課 216-1485
総合発達相談会	医師など、様々な専門家による相談会を行います。	
小児慢性特定疾病相談窓口	小児慢性特定疾病支援員に、電話や面接で相談ができます。	
	自立支援員に、電話や面接で相談ができます。	かごしま難病・小児慢性特定疾患を支援する会 自立支援員 中間 初子 090-1921-3511
子育て世代包括支援センター	母子保健支援員（保健師・助産師）、発達支援専門員（心理士）に電話や面接で相談ができます。	北部保健センター 244-5693 東部保健センター 216-1310 西部保健センター 252-8522 中央保健センター 258-2364 南部保健センター 268-2315 ※育児相談は、各支所の保健福祉課でも行っています。 連絡先は P.96参照
育児相談	各保健センターや地域の公民館・福祉館などで、育児相談や歯科相談、栄養相談を実施します。	
親子ひだまり発達相談	心理発達相談員や保健師・言語聴覚士に、月に1回、面接で相談ができます。	
ことばに関する相談	言語の発達を促す指導、保護者への指導・助言を行います。	心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館） 252-7900
ママとあかちゃんの相談	助産師に、授乳や育児に関する相談ができます。	すこやか子育て交流館（りぼんかん） 812-7741 ※他に第1月曜日と年末年始を除く毎日、館内スタッフによる相談を実施
ことばの相談	言語聴覚士に、言葉や発達の遅れに関する相談ができます。	
子育てお悩み相談	臨床心理士に、子どもの情緒や親の育児不安に関する相談ができます。	
発達に関する相談	言語聴覚士や臨床心理士等に、発達についての専門的な相談ができます。	東部親子つどいの広場（なかまっち） 226-5539 南部親子つどいの広場（たにっこりん） 266-6501 北部親子つどいの広場（なかよしの） 243-3255 西部親子つどいの広場（いしきらら） 220-1200 ※他に年末年始を除く毎日、面談・電話・メールによる相談を実施

精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

お問い合わせ先

鴨池二丁目22-18 TEL214-3352 FAX206-8571

専門の相談員が、こころの健康に関する相談等に応じています。

・相談日時 月、水～日曜日（火曜日、12月29日～1月3日は休館日） 9時～21時

県精神保健福祉センター

お問い合わせ先

小野一丁目1-1 TEL218-4755 FAX228-9556

精神科的なこと（心の健康を含む）、思春期問題に関すること、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル）などに関することの相談等を行います。また、精神保健福祉に関する団体の育成とその自主的運営の促進を図るために必要な助言を行います。詳しくは、お問い合わせください。

○センター内の他の相談機関（※来所相談は事前に電話してください）

①高次脳機能障害者支援センター TEL 228-9568

・相談日時 火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時

②自殺予防情報センター TEL 228-9558

・相談日時 月・木曜日 9時～12時、13時～16時

県難病相談・支援センター

お問い合わせ先

小野一丁目1-1 TEL218-3133・3134 FAX228-5544

難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進、就労支援や、特定医療費（指定難病）受給者証に関する申請受付などを行います。詳しくは、お問い合わせください。

地域活動支援センター

お問い合わせ先

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

精神障害がある人やその家族を対象に、助言や各種福祉サービスなどの利用援助等を行い、障害者の地域における生活を支援します。電話、来所、訪問等による相談を行います。

○地域活動支援センター（I型）

センター名	住所	TEL
かけはし	光山一丁目6-1	261-5100
ひだまり	小原町8-1	260-5865
ソーバーハウス	下田町1812	248-7821
サポートやすらぎ	犬迫町7749	238-0600
クリンカハウス	新屋敷町16番119-B	208-1230

こころの電話

TEL 228-9566、228-9567（県精神保健福祉協議会）

専任の相談員がこころの健康に関する悩みや不安・心配ごと等の相談に応じます。

・月～金曜日 9時～12時、13時～16時30分

いのちの電話

TEL 250-7000

目まぐるしく移り変わる現代社会のなかで、様々な問題を抱えて孤独や不安、時には自殺への誘惑など精神的な危機に直面し苦悩している人々に、所定の訓練を受けたボランティア相談員が電話を通して相談に応じています。（年間365日・24時間無休）

県精神科救急医療電話相談窓口

TEL 837-3458

激しい興奮や落ち込みなど症状の急激な悪化で翌朝まで待てないときの相談窓口です。

必要により受診可能な医療機関を紹介します。

・月～土曜日 17時～翌9時

・日曜日、祝日、年末年始 9時～翌9時

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人に対し、財産管理や介護サービスの利用契約などを成年後見人が行うことによって、保護し支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分になって保護の必要性が生じた場合に、家庭裁判所に申立てをして、後見人を選任してもらう制度です。

「任意後見制度」は、本人が判断能力のあるうちに、前もって契約しておき、判断能力が不十分になった場合の任意後見人を定めておく制度です。

公証役場では任意後見契約に関する相談にも応じています。

これらのことに関する主な相談窓口は、以下のとおりです。

○成年後見制度の相談窓口

名称	所在地	TEL・FAX
成年後見センター (市社会福祉協議会)	鹿児島市山下町15-1 市民福祉プラザ4階	TEL210-7073 FAX210-7103
リーガルサポート鹿児島 (県司法書士会)	鹿児島市鴨池新町1-3 司調センター3F	TEL251-5822 FAX250-0463
権利擁護センターばあとなあ鹿児島 (県社会福祉士会)	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5F	TEL213-4055 FAX213-4051
県弁護士会	鹿児島市易居町2-3	TEL226-3765
鹿児島公証人合同役場	鹿児島市小川町1-11	TEL222-2817

○身寄りがいない場合等の相談窓口

身寄りがいない等の理由により申立人がいない場合は、市長が家庭裁判所に申立てることができます。詳しくは市役所の各担当課までお問い合わせください。

区分	担当課	所在地	TEL・FAX
認知症高齢者	認知症支援室	山下町11-1	TEL808-2805 FAX224-1539
知的障害者	障害福祉課	山下町11-1	TEL216-1272 FAX216-1274
精神障害者	保健支援課	山下町11-1	TEL803-6929 FAX803-7026

○申立手続に関するお問い合わせ先

鹿児島家庭裁判所後見係 山下町13-47 TEL808-3724

その他の相談

相談できる日時は都合により変更することがありますので、事前にご確認ください。
 なお、詳しくはそれぞれの実施場所、実施機関にお問い合わせください。

(1) 市民相談

お問い合わせ先

市民相談センター	TEL216-1205 FAX216-1144	桜島支所
谷山支所（総務課）	TEL269-8404 FAX260-4411	（桜島総務市民課） TEL293-2345 FAX293-3744
伊敷支所（総務市民課）	TEL229-2111 FAX229-6894	（東桜島総務市民課） TEL221-2111 FAX221-2113
吉野支所（総務市民課）	TEL244-7111 FAX243-0816	喜入支所（総務市民課） TEL345-1111 FAX345-2600
吉田支所（総務市民課）	TEL294-2211 FAX294-3352	松元支所（総務市民課） TEL278-2111 FAX278-4097
郡山支所（総務市民課）	TEL298-2111 FAX298-2835	

◎は12時～13時を除く

相談種別	相談内容	相談日時（休日・年末年始を除く）	実施場所	
市政相談	市政に対する要望・意見など	月～金曜 8時30分～17時15分	市民相談センター 各支所	
一般相談	相続問題、離婚の手続き、金銭貸借など日常発生する悩みごと	・市民相談センター （市民相談員による相談） 月～金曜 9時～16時◎ ※受付は8時45分～15時30分 ・各支所（市職員による相談） 月～金曜 8時30分～17時15分◎	市民相談センター 各支所 （東桜島総務市民課は除く）	
法律相談 ※要予約	民法上の法律問題など全般	月～水、金曜 13時～16時 ※オンライン相談を希望する方は早めにご相談ください	市民相談センター	
		木曜 13時～16時	谷山支所	
交通事故・暴力団排除相談	交通事故、暴力団の排除に関する相談など	月～金曜 9時～15時45分◎	市民相談センター	
税務相談 （2・3月の相談はありません）	所得税、相続税、贈与税など個人に課税される国税に関すること （南九州税理士会鹿児島支部会員）	毎月第2木曜 13時～16時	市民相談センター	
		毎月第2水曜 13時～16時	谷山支所	
		毎月第3木曜 13時～16時	伊敷支所	
		毎月第3水曜 13時～16時	吉野支所	
登記相談	不動産（相続等）の登記申請手続きや土地建物の調査・測量など （鹿児島県司法書士会鹿児島支部会員 鹿児島県土地家屋調査士会 鹿児島支部会員）	毎月第2木曜 13時～16時	市民相談センター	
		毎月第2水曜 13時～16時	谷山支所	
		毎月第3木曜 13時～16時	伊敷支所	
		毎月第3水曜 13時～16時	吉野支所	
		5月・10月	第4木曜 13時～16時	吉田支所 （吉田福祉センター）
		6月・11月		桜島支所 （桜島総務市民課）
		7月・12月		喜入支所
		8月・1月		松元支所
		9月・2月		郡山支所

相談種別	相談内容	相談日時（休日・年末年始を除く）	実施場所	
建築相談	新築・増築の手続き、工事契約、耐震相談など (鹿児島県建築士事務所協会会員)	毎月第3木曜 13時～16時	市民相談センター	
不動産鑑定相談	不動産の鑑定評価、地代・家賃の適正価格など (鹿児島県不動産鑑定士協会会員)	毎月第3水曜 13時～16時	市民相談センター	
行政関係申請手続き相談	官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成にかかる相談 (鹿児島県行政書士会会員) ※外国人関係の相談は要予約 2日前までに鹿児島県行政書士会事務局へ (TEL 253-6500 FAX 213-7033)	毎月第1水曜 13時～16時	市民相談センター	
		毎月第1火曜 13時～16時	谷山支所	
花と緑の相談	庭木のせん定、植物の管理など (花と緑の相談員)	毎月第2水曜 13時～16時 ※オンライン相談可	市民相談センター	
人権相談	人権に関すること、近隣・家庭内のもめごとなど 〔人権擁護委員 法務局職員〕	毎月第1木曜 13時～16時	市民相談センター	
		毎月第3火曜 13時～16時	谷山支所	
		偶数月第3金曜 13時～16時	伊敷支所	
		奇数月第2木曜 13時～16時	吉野支所	
		6月	第3水曜 10時～15時	吉田支所 (吉田福祉センター)
		9月	第4木曜 10時～15時	桜島支所 (桜島総務市民課)
		11月	第2金曜 10時～15時	喜入支所
2月	第4水曜 10時～15時	松元支所		
	第1月曜 10時～15時	郡山支所		

※税務相談、登記相談、建築相談、不動産鑑定相談、行政関係申請手続き相談、花と緑の相談、人権相談は相談日当日の8時30分から電話予約ができます。

(2) 暮らしの相談（市役所各課）

◎は12時～13時を除く

相談種別	相談内容	相談日時（休日・年末年始を除く）	実施場所・電話番号
消費生活相談	消費生活上の取引に関するトラブル、多重債務、その他消費生活に関する事	月～金曜 9時～17時15分	消費生活センター TEL 808-7500 FAX 808-7501
女性相談	生き方、人間関係、家族、男女間の暴力、夫婦のことなど	総合相談（電話・面接相談） 火～日曜（休日も対応） 10時～17時（水曜は20時まで） ※面接相談は要予約 法律相談（面接相談） 第2・4木曜（休日も対応） 13時～16時※要予約 心理相談（面接相談） 第1木曜（休日も対応） 14時～17時※要予約	サンエールかごしま相談室 （配偶者暴力相談支援センター） TEL 813-0853 FAX 813-0937 （休館日：月曜、休日のときは、翌平日）
男性相談		偶数月 第3日曜（休日も対応） 13時～16時 奇数月 第3土曜（休日も対応） 10時～13時 ※相談は電話・面接相談（予約優先）	
家庭児童相談	家庭における児童の悩みごとなど	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと女性の相談室 月～金曜 8時30分～17時15分 ・谷山福祉部福祉課 月～金曜 9時15分～16時◎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと女性の相談室 FAX 216-1284 【家庭児童相談】 TEL 216-1262 【女性相談】 TEL 216-1263 【母子・父子自立支援相談】 TEL 216-1264 ・谷山福祉部福祉課 TEL 269-8460
女性相談	女性の身上や生活上の悩みごと、夫からの暴力に関する事など		
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭の自立に必要な支援に関する事		
児童相談	児童虐待の防止及び要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の支援に関する事	月～金曜 8時30分～17時15分	こども家庭支援センター TEL 808-2665 FAX 216-1284
高齢者福祉相談	在宅福祉などの各種相談	月～金曜 9時15分～16時◎	高齢者福祉相談室 TEL 216-1270 FAX 224-1539
介護保険相談	要介護認定やサービス、保険料など介護保険に関する事やその他介護に関する事	月～金曜 8時30分～17時15分	介護保険課 TEL 216-1277 FAX 219-4559 谷山福祉部福祉課 TEL 269-8472 伊敷福祉課 TEL 229-2113 吉野福祉課 TEL 244-7379

相談種別	相談内容	相談日時（休日・年末年始を除く）	実施場所・電話番号
高齢者の保健・医療・介護・福祉等の総合相談	高齢者の保健、医療、介護、福祉などに関する事	月～金曜 8時30分～19時 ※桜島・吉田・郡山・松元・喜入は17時15分まで ※17時15分以降、緑ヶ丘は吉野、星ヶ峯は谷山北、武岡は武・田上にてそれぞれ対応	各長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター） （市内20か所） 【運営委託先】 社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま TEL 813-1040 FAX 813-1041
生活相談・雇用相談、就労支援	生活に困っている人の生活相談・雇用相談、ハローワーク・シルバー人材センターによる就労支援	月～金曜 8時30分～17時15分	生活・就労支援センターかごしま TEL 803-9521 FAX 216-1234
犬・猫などに関する相談	犬の登録、狂犬病予防注射に関する事 犬・猫の飼い方全般、地域猫活動に関する事	月～金曜 8時30分～17時15分◎	生活衛生課 TEL 803-6905 FAX 803-7026
食品・生活衛生相談	食中毒予防や食品の表示など食品衛生に関する事 理・美容所、旅館、公衆浴場など生活衛生に関する事	月～金曜 8時30分～17時15分	生活衛生課 TEL 803-6885 FAX 803-7026
医療安全相談	患者や家族からの医療に関する事	月～金曜 8時30分～17時15分◎ ※面接相談は要予約	生活衛生課 TEL 803-6881 FAX 803-7026
教育相談	学習、進路、不登校、いじめ、子育てなど教育全般に関する事 ※面接相談は要予約	月～金曜 電話相談 9時30分～20時 面接相談 10時～17時 土曜 電話・面接相談 9時～12時	教育委員会 教育相談室 TEL 226-1345 心のダイヤル TEL 224-1179
	未就学児からの子育て、しつけ、家庭学習、基本的な生活習慣の確立などに関する悩みの相談	月～金曜 9時～16時 土曜 9時～12時 ※東桜島公民館は土曜日を除く	各地域公民館 ※お問い合わせは、各地域公民館または生涯学習課まで TEL 813-0851 FAX 813-0937
青少年の悩み・心配ごと相談	青少年の悩み、心配ごと	月～金曜 9時30分～17時	青少年育成センター TEL 224-2000
結婚相談	結婚の紹介、あっせん	火～日曜 11時～20時	結婚相談所 TEL 252-1888

(3) 市役所以外の各種相談

相談種別	実施機関・電話番号	相談種別	実施機関・電話番号
行政相談	総務省 鹿児島行政監視行政相談センター 223-1100	交通事故相談	鹿児島県交通事故相談所 286-2526
国、独立行政法人等の情報公開・個人情報保護制度に関する総合案内	総務省 鹿児島行政監視行政相談センター (情報公開・個人情報保護総合相談所) 224-3248	警察総合相談	鹿児島県警察本部 254-9110 (プッシュ回線 #9110)
人権相談	鹿児島地方法務局 みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810	暴力団などに関する 困りごと相談	鹿児島県暴力追放運動推進センター 224-8601 フリーダイヤル 0120-491581
国税相談	鹿児島税務署 255-8111	犯罪の被害者 に対する相談	かごしま犯罪被害者支援センター 226-8341
県税相談	鹿児島県鹿児島地域振興局 県税管理課 805-7211	民事事件・家事事件 手続案内	鹿児島地方・家庭・簡易裁判所 鹿児島市山下町13-47 ・来所 ※電話による手続案内は 行っていません。
県政相談	鹿児島県広報課 286-2093	法律相談	鹿児島県弁護士会 226-3765
消費生活相談	鹿児島県消費生活センター 224-0999	民事法律扶助 ※経済的に余裕のない人 のための無料法律相談、 裁判代理費用の立替など	法テラス鹿児島 (日本司法支援センター 鹿児島地方事務所) 050-3383-5525
食品表示相談	食品表示110番 (鹿児島県消費者行政推進室内) 286-2533	不動産・法人に関する 登記相談	鹿児島地方法務局 不動産に関する登記 259-0682 法人に関する登記 259-0636
鹿児島県知事登録 貸金業者についての 苦情・相談	鹿児島県消費者行政推進室 286-2533	登記・供託・裁判 などに関する相談	鹿児島県司法書士会 256-0335
住宅に関する相談	住まいるダイヤル 住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター 0570-016-100 または 03-3556-5147	土地・建物の取 引に関する相談	鹿児島県宅地建物取引業協会 297-4300
境界問題に関する相談	境界問題相談センターかごしま 214-2958	女性相談 ※家庭内の不和・配偶 者等からの暴力など	鹿児島県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 222-1467
公正証書・ 遺言書の相談	鹿児島公証人合同役場 222-2817	夫婦関係・家庭の 悩み・人間関係・ 生き方などの相談	鹿児島県男女共同参画セン ター相談室 (配偶者暴力相談支援センター) 221-6630、221-6631

相談種別	実施機関・電話番号	相談種別	実施機関・電話番号
障害認定、相続、遺言、交通事故、許認可等に関する相談	鹿児島県行政書士会 無料相談センター 253-6500	不登校、ひきこもり、ニートなど、子どもや若者に関する総合相談	かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター） 257-8230
労働問題相談	鹿児島労働基準監督署 総合労働相談コーナー 803-9640 鹿児島労働局総合労働相談コーナー 223-8239	子ども・家庭110番（児童相談）	鹿児島県中央児童相談所 275-4152
均等法（職場のセクハラ含む）、育児・介護休業法、パート法など	鹿児島労働局雇用環境・均等室 223-8239	犯罪非行・思春期問題等に関する一般相談	法務少年支援センターかごしま 254-7830
就職相談	ハローワーク鹿児島 250-6060 ワークプラザ天文館 223-8010 鹿児島新卒応援ハローワーク 224-3433 ワークサポートみなみ 257-5670	認知症介護等の相談	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部 257-3887
ボランティア活動に関する相談	鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター 221-6072	自殺に関する相談	鹿児島県自殺予防情報センター 228-9558
厚生年金・国民年金の給付に関する相談・手続き等	街角の年金相談センター 鹿児島 295-3348（予約専用）	患者さんの声ダイヤルイン ※医療現場での不満、医療に関する相談電話	鹿児島県医師会 285-4114
年金相談	日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165	医療に関する相談	鹿児島県医療安全支援センター 286-2000

福祉サービスの苦情解決

福祉サービス（施設サービス、ホームヘルプサービス、デイサービスなど）を利用した場合に、実際のサービス内容と契約した内容が異なったり、不適切な扱いを受けるなど、疑問や不満などを感じた場合は、下記の窓口にご相談ください。

- ①サービスを受けている事業所
- ②市役所の各担当課
- ③福祉サービス運営適正化委員会（鹿児島県社会福祉協議会）
月～金曜日 9時～16時（祝日・年末年始を除く）

TEL：286-2200 FAX：257-5707 E-mail tekisei@kaken-shakyo.jp

13. その他の支援

選挙の投票（郵便等による投票）

お問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局 TEL216-1471 FAX216-1472

投票所に出かけることが困難な重度の障害がある人は、郵便等で不在者投票ができます。
（事前に手続きが必要です）

対象者

手帳の種類	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※上記の対象者の中で、上肢または視覚障害の程度が1級、特別項症～第2項症である人は、代理人による投票の記載もできます。詳しくはお問い合わせください。

市立図書館のサービス

お問い合わせ先

市立図書館 TEL250-8500 FAX250-7157
鴨池二丁目31-18

視覚障害がある人（身体障害者手帳をお持ちの人）は次のサービスを利用できます。
詳しくはお問い合わせください。

- ・点字図書や録音図書の郵送サービス
- ・視覚障害者サービス用機器の利用（デイジー図書再生機、音声パソコン、点字プリンター、活字自動読み上げ機、拡大読書器）
- ・対面朗読室供用

心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

（案内図はP124参照）

お問い合わせ先 TEL252-7900 FAX253-5332
真砂本町58-30

心身障害者のふれあいと自立活動の場として、体育館や会議室等が利用できます。
また、地域活動支援センターや福祉機器リサイクルなどの事業も行います。
詳しくはお問い合わせください。

- (1) 開館時間 9時～21時
- (2) 休館日 水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 利用できる人
 - ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの人
 - ②心身障害者のために奉仕活動を行う個人や団体
- (4) 使用料 無料
- (5) 施設の内容
 - 1階 体育館、相談室、第1作業室、事務室 など
 - 2階 日常生活適応訓練室、機能回復訓練室、ことばの指導室、第2作業室、小会議室、保健室
 - 3階 和室、大会議室、パソコン室、団体事務室

知的障害者福祉センター（ふれあい館）

（案内図はP124参照）

お問い合わせ先 TEL264-8711 FAX264-8884
星ヶ峯二丁目1-1

知的障害者とその家族の憩いの場として、体育館や会議室等が利用できます。
また、地域活動支援センターや児童発達支援・放課後等デイサービスなどの事業も行います。
詳しくはお問い合わせください。

- (1) 利用時間 9時～21時
- (2) 休館日 月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 利用できる人
 - ①療育手帳をお持ちの人、その家族
 - ②知的障害者のために奉仕活動を行う個人や団体
- (4) 使用料 無料
- (5) 施設の内容
 - 1階 体育館、温水プール、相談ルーム、児童発達支援・放課後等デイサービス施設（あゆみ）、事務室 など
 - 2階 プレイルーム、交流スペース、音楽ルーム、地域活動支援センター関連施設、福祉作業室、会議室

精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

（案内図はP124参照）

お問い合わせ先 TEL214-3352 FAX206-8571
鴨池二丁目22-18

精神障害者の社会参加を図る講座や相互交流を深めるイベント、相談指導などを行います。

- (1) 開館時間 9時～21時
- (2) 休館日 火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 利用できる人
 - ①精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、障害が同程度と認められる人、その家族
 - ②精神障害者のために奉仕活動を行う個人や団体
- (4) 使用料 無料
- (5) 施設の内容
パソコンコーナー、多目的ルーム、会議室、相談室、調理室、音楽ルーム、
デイ・ケア室
※喫茶店、交流スペースはどなたでも利用できます。

鹿児島市福祉コミュニティセンター

お問い合わせ先 TEL248-1200 FAX248-2211
祇園之洲町1-2

高齢者や体の不自由な人の健康維持や元気回復を図り、また、お互いの心のふれあいや交流を推進するため、温泉入浴、健康相談、教養講座等を行います。

- (1) 開館時間 9時～17時
※温泉入浴は10時～17時、貸し会議室は9時～21時
- (2) 休館日 月曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 利用できる人
本市にお住まいの65歳以上の人、障害がある人
※貸し会議室は企業・団体等、一般の方も利用できます。
- (4) 使用料 無料
※温泉入浴（1人1回100円）と貸し会議室は有料
※温泉入浴は、身体障害者手帳等をお持ちの人は使用料が免除
- (5) 施設の内容
 - 1階 コミュニティホール、男女障害者浴室 など
 - 2階 ロビー、男女浴室、休憩所、健康相談室、会議室（洋）、教養娯楽室（和）、
大会議室（洋）など
 - 3階 茶室、図書館、団体事務室 など

県障害者自立交流センター（ハートピアかごしま）

（案内図はP124参照）

お問い合わせ先 TEL218-4333 FAX220-5420
小野一丁目1-1

障害者等のスポーツ、レクリエーション、文化活動促進の場として、また、障害者等と県民の交流の場として、体育館や会議室等が利用できます。また、障害者等のためのスポーツ教室や、文化教室などを行います。詳しくはお問い合わせください。

- (1) 開館時間 9時～21時
- (2) 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 利用できる人
 - ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの人
 - ②上記①の介護者
 - ③障害者等（①・②の人）の利用に支障がない場合は、障害者等以外の人
- (4) 施設の内容
多目的ホール、体育館、温水プール、運動療法訓練室、研修室、調理実習室、和室、アーチェリー場、グラウンド
- (5) 使用料
 - (3)の①・②の人が使用する場合は無料
 - (3)の③の人が使用する場合は有料

県視聴覚障害者情報センター（ハートピアかごしま）

（案内図はP124参照）

お問い合わせ先 TEL220-5896 FAX229-3001
小野一丁目1-1

視覚障害がある人に対する点字図書や録音図書の製作・閲覧・貸出等や、聴覚障害がある人に対する字幕・手話入りビデオ・DVDの制作・閲覧・貸出等を行います。

また、点訳・音訳・手話・要約筆記・字幕制作・盲ろう者通訳・介助員等のボランティア等の養成、聴覚・盲ろう者に対する派遣等も行います。

- (1) 開館時間 8時30分～17時
- (2) 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) ホームページ

<http://www.shichocenter.kagoshima.kagoshima.jp/>

市の公共施設の利用料等の免除・減額

障害者手帳などを提示すると、下記の公共施設で利用料等が免除・減額になります。
詳しくは各施設にお問い合わせください。

(1) 対象者

①身体障害者手帳をお持ちの人と付添人1人

(※) 付添人1人も対象となるが、身障4級の場合は65歳以上の人に限る

②療育手帳をお持ちの人と付添人1人

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と付添人1人

④原爆被爆者援護法に基づく原爆被爆者諸手当の受給者

その他、障害者（児）施設に入所・通所・通園している人と引率者が、施設の活動として利用するとき、入場料が免除となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

(2) 減免の対象となる公共施設（ミライロ ID 使用可）

施設名	T E L	減免内容
維新ふるさと館	239-7700	免除 (※)
小野公園など有料公園施設を有する26の公園	公園緑化課 216-1366	個人使用は免除 団体使用は半額
西原商会アリーナ (鹿兒島アリーナ)	285-2244	一部使用、個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
かごしま温泉健康プラザ	252-8551	免除 (※)
かごしま近代文学館 かごしまメルヘン館	226-7771	免除
かごしま文化工芸村	281-7175	施設使用料の免除 (付添人は除く)
鹿兒島市民体育館	261-5115	一部使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
川商ホール (鹿兒島市民文化ホール)	257-8111	施設使用料は半額 付設駐車場料金は免除
かごしま水族館	226-2233	免除 (※)
鴨池海づり公園	252-1021	免除 (※)
鴨池公園野球場 鴨池公園広場 鴨池公園テニスコート	253-6610	個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
鴨池公園多目的屋内運動場	250-0705	
鴨池公園水泳プール	251-1288	
喜入総合体育館	345-2383	一部使用、多目的ルームの個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
喜入総合運動場 喜入武道館		一部使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
旧鹿兒島紡績所技師館 (異人館)	247-3401	免除 (※)

施設名	T E L	減免内容
勤労者交流センター	285-0003	免除 (体育館の一部使用、トレーニングルーム) (トレーニングルームのみ付添人1人含む(※))
喜入老人憩の家	345-0170	免除(付添人は除く)
かごしま健康の森公園	238-4650	個人使用は免除(体育館の専用使用は除く) 団体使用は半額(体育館の専用使用は除く)
鹿児島ふれあいスポーツランド	275-7107	個人使用は免除(運動広場・屋内運動場の 全面使用は除く) 団体使用は半額
高齢者福祉センター	長寿支援課 216-1266	免除(付添人は除く)
郡山体育館	298-8448	一部使用、多目的ルームの個人使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
郡山総合運動場		一部使用、グラウンド・ゴルフ場の個人使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
郡山早馬球技場 郡山花尾運動場		一部使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
西郷南洲顕彰館	247-1100	免除
桜島海づり公園	293-3937	免除(※)
さくらじま白浜温泉センター	293-4126	免除(※)
桜島マグマ温泉	293-2323	一般浴場の個人入浴料は免除 家族風呂入浴料は50%相当を減額(※)
南栄リース桜島アリーナ (桜島総合体育館)	293-2967	一部使用、トレーニング室の個人使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
南栄リース桜島グラウンド (桜島溶岩グラウンド) 南栄リース桜島広場 (桜島多目的広場)		一部使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
市立科学館	250-8511	免除(宇宙劇場は有料)(※)
市立美術館	224-3400	常設展観覧料は免除 施設使用料は半額
生涯学習プラザ	813-0851	一部使用は免除(付添人は除く) 専用使用は半額
スパランド裸・楽・良	245-7070	減額または免除(※)
谷山サザンホール	260-2033	施設使用料は半額
東開庭球場	268-5572	一部使用は免除 専用使用は半額(付添人は除く)
都市農業センター	238-2666	本館有料施設は免除 市民農園は半額

施設名		TEL	減免内容
農村研修施設	喜入農業構造改善センター	喜入農林事務所 345-3761	免除
	農村交流館まつもと	松元農林事務所 278-5429	
	郡山中央構造改善センター、 八重棚田館、西有里研修館、 郡山東部研修館 郡山常盤コミュニティセンター	郡山農林事務所 298-4861	
平川動物公園		261-2326	免除 (※)
ふるさと考古歴史館		266-0696	免除 (※)
冒険ランドいおうじま		09913-2-2215	50%減額 (付添人は除く)
あいハウジングアリーナ松元 (松元平野岡体育館)		278-5100	一部使用は免除 多目的ルーム・温泉施設の個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
あいハウジンググラウンド松元 (松元平野岡運動場) あいハウジングドーム松元 (茶山ドームまつもと)			一部使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
松元せせらぎ広場・プール			個人使用は免除
松元武道館 松元弓道場			個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
マリンピア喜入		345-1117	免除 (※)
吉田文化体育センター		294-4477	一部使用、トレーニング室の個人使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)
吉田多目的屋内運動場 吉田運動場			一部使用は免除 専用使用は半額 (付添人は除く)

手話奉仕員等の養成

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

聴覚障害者等との交流またはボランティア活動等を行うために、手話を習得しようとする人に対し、手話講座を開催します。

申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

講座名	手話奉仕員養成講座		手話通訳者養成講座		
	入門	基礎	通訳Ⅰ	通訳Ⅱ	通訳Ⅲ
対象者	初めて手話を学ぶ人など	入門講座修了者等	基礎講座修了者等	通訳Ⅰ修了者等	通訳Ⅱ修了者等

要約筆記者の養成

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1272 FAX216-1274

要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者と音声・言語機能障害者の福祉の向上を図るため、要約筆記者養成講座を開催します。

申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

ボランティア活動に関するお問い合わせ

鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター

かごしま市民福祉プラザ4階

〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号 TEL221-6072 FAX221-6075

ボランティアの活動を行っている人（参加したい人）と協力を求めている人との橋渡しや、情報提供・相談を通し、ボランティア活動の支援を行います。

詳しくはお問い合わせください。

- (1) 開館時間 平日・土曜日 8時30分～17時
- (2) 休館日 毎週火・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）
※交流スペースも使用できません。

ヘルプマーク（ストラップ型）・ヘルプカードの配布



ヘルプマーク



ヘルプカード

お問い合わせ先

障害福祉課 TEL216-1273 FAX216-1274

保健支援課 TEL803-6929 FAX803-7026

県障害福祉課 TEL286-2746 FAX286-5558

外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい人が支援を受けやすくするため「ヘルプマーク（ストラップ型）」および「ヘルプカード」を配布します。

- (1) 配布場所
障害福祉課、保健支援課、各支所の福祉課・保健福祉課
（※県障害福祉課、ハートピアかごしま、県内市町村等でも配布）
- (2) 対象者
義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見から援助が必要であることが分からない人で、日常生活や災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする人（障害の有無、障害者手帳の有無は問いません）
- (3) 配布方法
1人1枚（無料） アンケートの記入が必要になります。

障害がある人に関するマーク

障害がある人に関するマークは、主に次のようなものがあります。

マーク	表す意味
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人が容易に利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のマークです。
	身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。
	ほじょ犬マーク 身体障害者ほじょ犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の理解を促進するためのマークです。
	ハート・プラスマーク 「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人」を表しています。
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）のための設備があることおよびオストメイトであることを表しています。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。
	障害者雇用支援マーク 障害者の在宅障害者就労支援および障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。
	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	ヘルプマーク 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

III 資料

身体障害者の障害程度等級表（1級～4級）

（注）二重線＝は、1種と2種の境界線です。（二重線の上部が1種、下部が2種となります）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の日常生活が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の日常生活が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の日常生活が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の日常生活が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上もの（両耳全ろう）								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下の（2級の2に該当するものを除く） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上もの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失（自動車税等の減免は、喉頭摘出手術を受けた者に限る）	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上もの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※本人運転の場合の自動車税等の課税免除等の対象者・・・身体障害者手帳の障害程度が□内または□内に該当する人（身体障害者手帳等の交付を受けている方で、個々の障害が上記範囲に示す等級に該当しなくても、複数の障害を有する場合、対象となる場合があります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。（TEL：099-216-1172）

生計同一者または常時介護者運転の場合の自動車税等の課税免除等の対象者・・・身体障害者手帳の障害程度が□内に該当する方（下肢障害6級以上かつ総合等級2級以上の方を含む）

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（自動車税等は1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1. 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（同一生計者の自動車税等の減免は1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの			
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

身体障害者の障害程度等級表（5級～7級）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話後を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級											

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さ、实用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	<ol style="list-style-type: none"> 両上肢のおや指の機能の著しい障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 一上肢のおや指を欠くもの 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害 	<ol style="list-style-type: none"> 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの 	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	<ol style="list-style-type: none"> 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの 	<ol style="list-style-type: none"> 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 一下肢の足関節の機能の著しい障害 		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	<ol style="list-style-type: none"> 一上肢の機能の軽度の障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 一上肢なか指、くすり指および小指を欠くもの 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの 	<ol style="list-style-type: none"> 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 一下肢のすべての指を欠くもの 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 一下肢が健側に比べて3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの 		上肢に不随意運動・失調などを有するもの	下肢に不随意運動・失調などを有するもの

市役所本庁・支所等の連絡先

部署名	所在地等	TEL・FAX
障害福祉課	〒892-8677 山下町11-1 ゆうあい係 障害福祉係 自立支援係	(代) 224-1111 FAX 216-1274 216-1272 216-1273 216-1304
谷山福祉部福祉課	〒891-0194 谷山中央四丁目4927 長寿福祉係 子育て支援係	(代) 269-2111 FAX 267-6555 269-8472 269-8473
伊敷福祉課	〒890-0008 伊敷五丁目15-1	229-2113 FAX 229-6894
吉野福祉課	〒892-0871 吉野町3256-3	244-7379 FAX 243-0816
吉田保健福祉課	〒891-1392 本城町1696	294-1214 FAX 294-3352
桜島保健福祉課	〒891-1415 桜島藤野町1439	293-2360 FAX 293-3744
喜入保健福祉課	〒891-0203 喜入町7000	345-3755 FAX 345-2600
松元保健福祉課	〒899-2792 上谷口町2883	278-5417 FAX 278-4097
郡山保健福祉課	〒891-1192 郡山町141	298-2114 FAX 298-2916
母子保健課	〒892-8677 山下町11-1	216-1485 FAX 216-1284
保健支援課	〒892-8677 山下町11-1	803-6929 FAX 803-7026
東部保健センター	〒892-8677 山下町11-1	216-1310 FAX 216-1308
西部保健センター	〒890-0023 永吉二丁目21-6	252-8522 FAX 252-8541
中央保健センター	〒890-8543 鴨池二丁目25-1-11	258-2364 FAX 258-2392
南部保健センター	〒891-0117 西谷山一丁目3-2	268-2315 FAX 268-2928
北部保健センター	〒892-0871 吉野町3275-3	244-5693 FAX 244-5698
心身障害者総合福祉センター (ゆうあい館)	〒890-0067 真砂本町58-30	252-7900 FAX 253-5332
知的障害者福祉センター (ふれあい館)	〒891-0102 星ヶ峯二丁目1-1	264-8711 FAX 264-8884
精神保健福祉交流センター (はーと・ぱーく)	〒890-0063 鴨池二丁目22-18	214-3352 FAX 206-8571

※市役所および各支所にお越しの聴覚障害がある人は、手話通訳者をご案内します。
また、各窓口では、筆談にも対応します。

障害者福祉関係団体一覧

団 体 名	所 在 地	TEL・FAX
社会福祉法人 鹿児島市身体障害者福祉協会	〒890-0067 真砂本町58-30	FAX 253-9771 253-1426
NPO法人 鹿児島市視覚障害者協会	〒890-0014 草牟田二丁目10-13	FAX 248-7946 同上
鹿児島市聴覚障害者協会	〒890-0067 真砂本町58-30	FAX 257-6422
社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会	〒891-0102 星ヶ峯二丁目1-1	FAX 264-8725 296-8180
鹿児島市身体障害者相談員協会	〒890-0067 真砂本町58-30	FAX 253-9771 253-1426
鹿児島県原爆被爆者協議会 鹿児島支部	〒890-0063 鴨池二丁目30-8	FAX 254-9158 同上
公益社団法人日本オストミー協会 鹿児島県支部	〒890-0021 小野一丁目1-1	FAX 220-2211 同上
鹿児島手話サークル太陽	〒890-0067 真砂本町58-30	FAX 257-6422
アイメイト鹿児島	〒890-0031 武岡五丁目25-8	090-6778-2614
一般社団法人全日本難聴者中途失聴者団体連合会 ①鹿児島県中途失聴者・難聴者協会	〒899-4305 鹿児島県霧島市国分郡田 1890-2	FAX 0995-46-8966
②鹿児島市中途失聴者・難聴者協会	〒890-0067 鹿児島市真砂本町58-30	090-4516-0333 FAX 257-6422
人工内耳友の会〔ACITA〕鹿児島支部	〒891-0105 中山町2278-3	266-5212
社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会	〒890-0021 小野一丁目1-1	FAX 228-6271 228-6710
鹿児島県聴覚障害者協会	〒890-0021 小野一丁目1-1	FAX 228-2016 228-6357
一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会	〒890-0021 小野一丁目1-1	FAX 228-6712 同上
かごしま難病支援ネットワーク	〒890-0021 小野一丁目1-1	FAX 218-3455 228-5510
NPO法人 鹿児島県自閉症協会	〒890-0063 鴨池一丁目4-13-301	210-5202
スペシャルオリンピックス日本・鹿児島	〒890-0067 真砂本町58-30	FAX 254-2887 同上

障害者福祉関係団体一覧

団 体 名	所 在 地	TEL・FAX
鹿児島市精神保健福祉会連絡協議会	〒890-0067 真砂本町58-30	252-7900
NPO 法人 鹿児島県精神保健福祉会連合会（かせいれん）	〒890-0021 小野一丁目1-1	080-1761-5651 FAX 220-0617
高次脳機能障害「ぷらむ」鹿児島	〒890-0021 小野一丁目1-1	090-2097-6367
鹿児島県医療的ケア児者家族会 鹿児島市医療的ケア児等の家族会	—	090-4778-9057

関係機関連絡先一覧

施設名	所在地	TEL・FAX
福祉コミュニティセンター	〒892-0803 祇園之洲町1-2	248-1200 FAX 248-2211
ハートピアかごしま	〒890-0021 小野一丁目1-1	(代) 246-1616
県身体障害者更生相談所		229-2324 FAX 220-5166
県視聴覚障害者情報センター		220-5896 FAX 229-3001
県障害者自立交流センター		218-4333 FAX 220-5420
県精神保健福祉センター		218-4755 FAX(共通) 228-9556
県自殺予防情報センター		228-9558
県高次脳機能障害者支援センター		228-9568
県難病相談・支援センター	218-3133・3134 FAX 228-5544	
県子ども総合療育センター	〒891-0175 桜ヶ丘六丁目12番	(代) 265-0005 (相談・予約) 265-2400 FAX 265-0006
県発達障害者支援センター		264-3720 FAX 265-0006
県中央児童相談所		(代) 264-3003 FAX 264-3044
鹿児島知の障害者更生相談所		
県社会福祉センター	〒890-8517 鴨池新町1-7	257-3855 FAX 251-6779
かごしま市民福祉プラザ	〒892-0816 山下町15-1	221-6072 FAX 221-6075
市社会福祉協議会 ボランティアセンター		210-7073 FAX 210-7103
市社会福祉協議会 成年後見センター		226-5222 FAX 226-5221
市社会事業協会		221-5077 FAX 221-5085
市民生委員児童委員協議会		

施設の案内図

鹿児島市心身障害者総合福祉センター
【ゆうあい館】
 〒890-0067 真砂本町58-30
 TEL 252-7900 FAX 253-5332

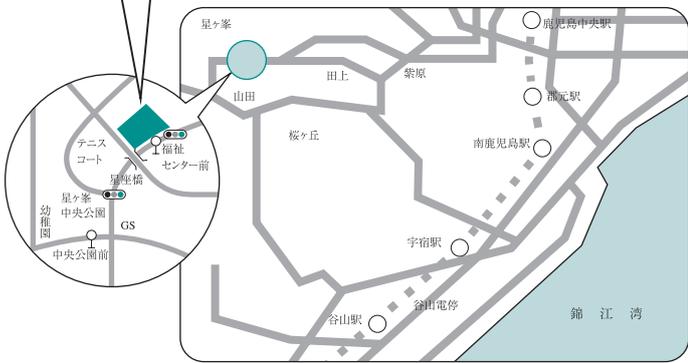


県子ども総合療育センター
 TEL (代) 265-0005 FAX 265-0006
 県発達障害者支援センター
 TEL 264-3720 FAX 265-0006
 〒891-0175 桜ヶ丘六丁目12番

県中央児童相談所
 (鹿児島知的障害者
 更生相談所)
 TEL (代) 264-3003
 FAX 264-3044
 〒891-0175
 桜ヶ丘六丁目12番



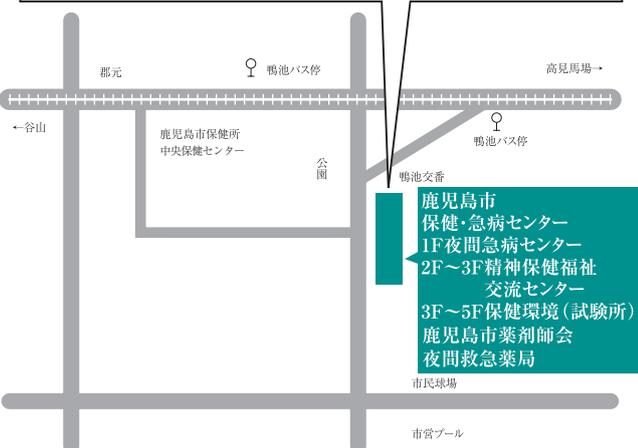
鹿児島市知的障害者福祉センター
【ふれあい館】
 〒891-0102 星ヶ峯二丁目1-1
 TEL 264-8711 FAX 264-8884



ハートピアかごしま
 (県身体障害者更生相談所)
 (県精神保健福祉センター)
 (県難病相談・支援センター)
 (県視聴覚障害者情報センター)
 (県障害者自立交流センター)
 〒890-0021 小野一丁目1-1
 TEL (代) 246-1616 FAX 220-5420



鹿児島市精神保健福祉交流センター
【はーと・ぱーく】
 〒890-0063 鴨池二丁目22-18
 TEL 214-3352 FAX 206-8571





119番ファックス通報カード

FAX番号 119 に送信してください

(★いざという時にあわてないように、下記の二重線枠の中は事前に書いて準備してください。)

あなたの名前	性別 (<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女)
住所 アパート名○号室	鹿児島市
FAX番号	☎
いつも行く病院 持病	☎
病気の名前など	
緊急連絡先	あなたとの関係
	☎

(★ わかるところに☑チェックしてください。)

☐ 救急 です

★ だれが？

自分

家族

その他の人

() 歳 (男 ・ 女)

★ どうしましたか？

病気です

ケガです

息苦しい

その他()

★ 意識はありますか？

ある ・ ない

★ どこが痛いですか？

- 頭(あたま)
- 胸(むね)
- 背中(せなか)
- 腹(はら)
- 腰(こし)
- 手(て)
- 足(あし)

☐ 火事 です

★ どこが燃えていますか？

自宅

とんりの家

近所

※ 自宅が火事の際は、すぐに逃げてください。

★ 何が燃えていますか？

家(建物)

車

物

その他()

★ 家(建物)は何階建てですか？

() 階

★ 逃げ遅れ・ケガが人はいますか？

いる()人 ・ いない

何か伝えたいことがあれば
書いてください。

災害発生に備えて日頃から心がけておきたいこと

- 1 日頃から、居住地付近の災害危険箇所について確認しておきましょう。(土砂災害 (特別) 警戒区域や洪水浸水想定区域など)
- 2 いざという時に避難する安全な場所や避難経路について、日頃から調べておきましょう。
- 3 障害に応じた緊急時の情報伝達や避難の方法について、隣近所の人々と確認し、協力体制をつくっておきましょう。
- 4 地域の民生委員や町内会長その他信頼できる住民の人々と、日頃から顔見知りになっておくことが大切です。また、地域で開催される防災訓練等に積極的に参加するなど、災害発生時の対応について、理解を深めておきましょう。
- 5 障害の内容により必需品となる物品については、災害発生とともに品薄になったり、入手が困難になる場合が考えられます。数日分の備蓄をしておくとともに、避難の際に持ち出せるよう、非常持出品として整理しておきましょう。
- 6 災害発生時に活用できるように予め緊急連絡先等を確認しておきましょう。
(下の表を記入)

氏 名			
生 年 月 日			
電 話		F A X	
住 所			
緊急連絡先	1	氏名・施設名	
		連 絡 先	
	2	氏名・施設名	
		連 絡 先	
メ モ			



障害者基幹相談支援センター (障害者虐待防止センター)

障害に関するお悩みや困り事などに専門の相談員が
ワンストップで相談支援を行います。

相談支援

障害がある人の相談に応じ問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言など必要な福祉サービスの利用支援や調整を行います。

電話 226-1200 FAX 226-1144

メールアドレス kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp



メールアドレス
二次元コード

対象

鹿児島市にお住いの身体障害・知的障害・精神障害・発達障害がある人やそのご家族
福祉サービス事業所等の関係者

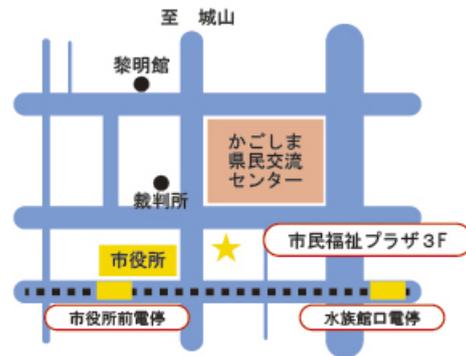
費用

無料

受付時間

月曜日～土曜日 10:00～18:00

(日曜日、祝日、年末年始は休み)



障害者虐待防止センター

障害者虐待についての窓口として、虐待の通報などを受け付けます。

電話 226-1216

(夜間と休所日は転送電話で対応します)

メールアドレス kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp



メールアドレス
二次元コード

編集・発行: 鹿児島市福祉部障害福祉課

鹿児島市HPアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

第一刷発行 平成19年 3月発行
第二刷発行 平成21年 1月発行
第三刷発行 平成22年 4月発行
第四刷発行 平成24年 5月発行
第五刷発行 平成26年 3月発行
第六刷発行 平成29年 3月発行
第七刷発行 令和 2年 3月発行
第八刷発行 令和 4年12月発行